

令和 8 年

厚生委員会会議録

と き 令和8年1月19日

品川区議会

令和8年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和8年1月19日(月) 午後1時00分～午後4時16分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 田中たけし 副委員長 えのした正人
委員 渡辺ゆういち 委員 あくつ広王
委員 鈴木ひろ子 委員 吉田ゆみこ
委員 やなぎさわ聡

欠席委員 委員 大倉たかひろ

出席説明員 新井副区長 寺嶋福祉部長
東野参事 佐藤障害者施策推進課長
(福祉部福祉計画課長事務取扱)
松山障害者支援課長 菅野高齢者福祉課長
檜村高齢者地域支援課長 豊嶋生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
阿部健康推進部長 高山健康推進部次長
(品川区保健所長兼務) (品川区保健所次長兼務)
(地域医療連携課長事務取扱)
勝亦健康課長 赤木生活衛生課長
五十嵐参事 石橋品川保健センター所長
(健康推進部保健予防課長事務取扱)
福地大井保健センター所長 飛田荏原保健センター所長
山下国保医療年金課長

○午後1時00分開会

○田中委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査、行政視察報告書について、およびその他を予定しております。

なお、机上に配付しております令和7年陳情第56号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

また、大倉委員から、体調不良により本日欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承願います。本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくをお願いいたします。

また、本日は1名の方の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 請願・陳情審査

令和7年陳情第57号 誰一人とりこぼさない品川区のために、真のニーズ分析から、優先的に対応すべき事業を踏まえた障害福祉計画を策定するよう、区に求める陳情

○田中委員長

それでは、予定表1の請願・陳情審査を行います。

令和7年陳情第57号、誰一人とりこぼさない品川区のために、真のニーズ分析から、優先的に対応すべき事業を踏まえた障害福祉計画を策定するよう、区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、障害福祉計画の策定についてご説明いたします。

まず、陳情の理由の冒頭でございます、令和8年度から実施予定の第8期の品川区障害福祉計画とございますが、こちら、令和9年度から次期計画という形になりますので、そのところだけお伝えしておきます。

続きまして、障害福祉計画ですけれども、こちらは、国の基本方針ですとか成果目標等に即して市区町村が作成することとなっております。障害者総合支援法でも、障害福祉サービスなどの目標に関する事項ですとか、サービス等の必要量の見込みなどを定められておまして、必要な見込み量の確保のための方策などを定めるよう努めるものとされております。

また、利用者の状況などの調査・分析を含めまして、いわゆる基礎調査などを通じまして、当該事情ですとか、当該分析の結果を勘案して作成するよう努めるものとされておまして、記載内容、それから手順等につきまして、定められた細かな規定に基づいて策定されるものとなっております。サービス量、見込みや成果目標など、3年間で1期として設定するもので、事業の実施計画とは異なるものでございます。

一方で、品川区におきましても、当事者や家族の声を反映させるアンケートやヒアリングなどの基礎調査、それから、広く区民の声を反映させるパブリックコメントを実施して、策定委員会を設置しまし

て策定することを予定しております。令和9年度からの次期計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。

また、策定された計画は、推進委員会を設置しまして、PDCAサイクルに基づいて検証、分析、評価を行い、改善、見直しを行う体制となっております。

陳情には、通所・入所施設の整備、介護人材の充足支援、保育園等に通えない障害児の対応などを挙げられておりますけれども、放課後等デイサービスへの事業所への補助ですとか、グループホームや児童発達支援センター等の整備、居住支援手当などの対応を行っているところでございます。

また、陳情に記載の施設に関する主張はしておりません。

以上のように、障害福祉計画につきましては、定められた内容、プロセスがございますので、事業の実施計画を記載するのは困難ではありますが、成果目標など必要事項を定めていきつつ、基礎調査など、先ほども言いました手順において、ニーズはきちんと反映させながら作成してまいります。

また、具体的に何をいつどうやって実施するかといった事業実施については、現在の計画や策定する次期計画を踏まえまして、目標を実行に移すため、社会情勢や区内の状況なども踏まえまして、その都度、必要かつ効果的な施策の検討、実施を進めるとともに、そのお示しの仕方につきましても併せて検討してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

この陳情の中で、ニーズとデマンド、要望というのが違うのだということで書かれているのですけれども、ここら辺の区の受け止めというのはどうなのか、伺いたいと思います。

それから、先ほどもニーズを反映させていくということでの説明だったと思うのですが、そのニーズの分析というのをどうやるのかということがここで問われているのだと思うのですが、この陳情の下から5行目ぐらいなのですけれども、行政機関が対応すべきニーズであるかは、求められている要望の性質、当事者の家族環境、区内の施設設置状況、福祉サービスの状況など、様々な要素を踏まえて、分析されるものなのですということで書かれているのですが、ここら辺のところは区としてどのようにニーズの分析をされているのかということについて伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

ニーズ等の区の受け止めというところでございますけれども、先ほどご説明したような形で、現在、基礎調査等も行っておりまして、こちら、サービスの利用者の方ですとか、手帳をお持ちの方等にアンケート調査等を行っているところでございます。

そういったところで答えていただいた方の属性ですとか、そういったところを踏まえまして、どういった方がどのように暮らしていきたいかですとか、どういったサービスが必要であったり、充足を望まれているかといったようなところのニーズを捉えていきたいというところで考えているところでございます。

一方、要望というところでありますと、例えば、個別にこういった支援が当事者の方が具体的に必要であるとか、そういったところも出てくるかと思えます。そういった部分については、既存のサービスですとか施設、そういったところに対応できるもの、それから、さらなる支援が必要なもの、そういったところを踏まえて、個別の相談支援等も踏まえて、支援を充足させていただく必要があると考えてい

るところでございます。

それから、分析の方法ということでご質問をいただきましたけれども、こちら先ほど申し上げました基礎調査、アンケート調査、そういったところを踏まえて、先ほど申し上げた、こういったものが必要かというところを出していただくようなところを進めております。

一方、計画の策定に当たっては、こちら、策定委員会等を立ち上げまして、そこで出てきた結果を踏まえて、冒頭に申し上げました、国の方針等を踏まえながら、そういった施策の進め方に沿う形で、品川の区民の方が望まれている、要望されている、それから、必要であるとされているサービスを、結果を確認いたしまして、計画に反映させていくように、これから委員会等で検討を進めていくというところでございます。

○鈴木委員

国の方針に沿ってということなのですけれども、それに沿ったとしても、品川区の実態がどのような状況になっていて、品川区としてどういう計画をつくっていくのかというのが求められると思うのです。

そのところで、毎回、策定のための基礎調査というのが、事業者だったり、それから当事者だったりアンケート調査とかヒアリングとかをされていると思うのですけれども、そのアンケート調査のところも、こういう結果になりましたというところのグラフが示されて、その下にコメントが毎回出されているのですが、そのコメントというのが、そのグラフを区としてどう評価をして、どう分析するのかというのではなくて、そのグラフの説明そのものみたいな形になっているのです。

それは毎回、この調査の結果の報告のときに、そのところは、それをどう見るかというところの評価、分析というのが区として必要なのではないかというのは意見としても申し上げてきたところなのですけれども、そういうところで、一つ一つアンケートで答えられた中身について、区としてどう評価をして、分析をして、計画に反映させていくのかというのが求められるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、区における状況ということで、今、委員からも、国の方針に基づいてというところでは、例えば、国の方針で入所から地域生活への移行というところが出されていて、それに対して区における施設ですとかサービスの状況などを確認しまして、そういったところを結果としてお出しているところでございます。

一方、今おっしゃっていただいた基礎調査の結果の表し方に関しましては、この時点での報告というところがまずございますので、グラフ数値についてこういう状況であったというところのコメントを、その時点の報告としては出させていただいているところでございます。

それをもって、その内容がどういった状況から来ているものであるとか、先ほど申し上げたようなところで、例えば、属性ごとにこういった課題があるのではないかとか、そういったところの分析、そこについては、策定委員会等の検討の際も含めて、事務局としまして、その結果の出された内容の補足等はさせていただいているところではございますが、基礎調査の結果報告で結果の内容の分析のお伝えまではできていないところがございますので、所管としまして、その表し方について、次回の部分については検討させていただければと考えます。

○鈴木委員

ぜひ分析して、反映できるようにという、そのところをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、今までの計画というのは、品川区は、毎回ここでも申し上げてきたところなのですけれど

も、必要量ではなくて、所要量ではなくて、見込み量ということでは出していなかったのが、国のほうでも必要量を出すようにという方針が、今のご説明だと、国のほうでも出すようにということで方向が出されているのでしょうか。

その点を伺いたいのと、これからは必要量、所要量を区としても出す、そういう計画もつくっていきたいというご答弁をこの間いただいていますので、そうすると、必要量を出すに当たっては、当然、分析して、これこれこういう理由で、やはりこれだけのことが必要だと。そういうことで出していくことになっていくと思いますので、そういう形では、新たにニーズの分析というのは必要になってくるのかと思っているのですけれども、そこら辺はどう考えられているかということと、私は、世田谷区のような形で所要量を出して、それを具体的にどう実現をしていくのかということの具体化というあたりの計画をつくっていただきたいということです。ずっとこの間申し上げてきたのですけれども、その計画もつくっていきますということのご答弁だったのですが、今度、計画の策定委員会がつくられるということになっていくと思いますので、その策定委員会の中で施設整備方針計画みたいな、そういうのも併せて立てられていくということになっていくのか、その点についても伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、これまでの計画でのサービス量等のお示しですけれども、サービスの実績等を踏まえて、今後利用量がどのようになっていくかというようなところで、所要量ということで見込みを出させていただいて、それをお示ししてきたところです。

一方、必要量という言葉の意味的なところも出てくるかと思いますが、施設サービスの提供に当たっては、先ほどから出ておりますけれども、どのぐらいの方がどのサービスを利用したいと考えているか、それから、現在の利用者、例えば、特別支援学校の卒業生がどのくらいいらっしゃるかと、そういったところも踏まえて、本当にそのサービスを必要としている方というのも新たに出てくる部分はあるかと思っておりますので、今回そういったところも数を取れるような形にして、必要量として明らかにしていきたいというところでこれまで申し上げているようなところでございます。

具体的な計画への記載というところですが、こちらについては、その必要量の取り方、それから、分析、表し方等につきましては、初めての形になりますので、お示しの仕方についても検討が必要になってきますので、そこで今回、次期の計画のところでは必要量のお示しというところではさせていただきたいと考えておりますが、それから整備の計画、方針をどこまで具体的にできるかというのは、現在の時点ではそこにつきましても検討させていただきたいというところでございます。

○鈴木委員

見込み量と所要量というのの使い方というのは、世田谷区などの場合は全く違っていて、所要量イコール必要量という形で、どれだけ必要なかというところで所要量という形で出しているの、品川区の見込み量、これぐらいになるだろうという見込みではなくて、所要量というのは必要量だということで世田谷区の計画などでは出しているということは改めて申し上げておきたいと思っております。

そういうところで、本当にこれだけの量が必要だということで、ぜひとも今度の計画に反映させていっていただきたいと思っておりますし、世田谷区のことと言えば、かなり学識経験者ですとか、事業者ですとか、計画、基本方針策定委員会みたいなのがつくられて、すごく丁寧な検討会が持たれて検討されて、それでそういう基本方針が定められているという状況なのです。

だから、今回、策定委員会がつくられますので、そこで、それを併せてやっていくとなると、かなりの作業にもなってくるのかと思うのですけれども、そこら辺のところはしっかりと検討できるような形

で、何回やってそれで終わりみたいな感じで作っていくというよりは、しっかりと分析をして、計画もつくっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それともう一つ、ここで言われているのが、「次に」というところで、2ページの、災害時に利用者の安全が確保されていない障害者施設等の公共施設があって、特に障害者施設は老朽化した既存不適格なものが多く、耐震や耐火性能のない昇降機、スロープや、待機スペースのない避難経路など、大変危険な状況に置かれていますということで書かれているのですが、品川区の施設の状況というのが、ここでは大変な状況ですということで書かれているのですが、実際は区としてはどう認識されているのか、その点についても伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

こちら、陳情に記載のところはございますけれども、既存不適格というところでは、そのときに制度に合致していたものが、現在のところでは不適格になっているというところかとは思いますが、これは決して安全でない設備であったりというところではないと認識しております。そういったところに対応が必要なものについては、都度、きちんと対応しておりますので、そういったところについてはきちんと対応していると認識しております。

こちらの記載にも、また、心身障害者福祉会館の改築等についても記載いただいておりますけれども、ここについても、ここに書いてあるとおりになりますが、全体的な施設の老朽化等も踏まえまして、さらなる利用者の利便性等も含めたところについて検討していくというところで考えているところになりますので、直ちに安全が確保されていないというところでは認識はしておりません。

○鈴木委員

ここで、建築基準法とかが年代によって変わってきますので、前のときは合法的だったものが、今は既存不適格ということになっている。それでも、区としては安全対策はきちんと取っているということでの認識だということを確認させていただいていいでしょうか。

それと、ここでは、他区では、そうは言っても、現行法に合うように改築していますと書かれているのですが、他区は現行法に合うまでやっているのに、品川区はやっていないということでここで書かれているのですが、そういう状況なのか、そこら辺のところも分かったら教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

初めのお話ですが、安全につきましてはきちんと対応しているという認識でございます。

それから、他区で全てを改築されていらっしゃるかどうかということもございます。逆に言うと、品川区におきましても、全くしていないというところではございません。先ほど申し上げたように、安全性ですとか、利用者の使用に当たっての部分について対応が必要なものについては対応しておりますし、それから、別の形で改築や改修等に入ったときに対応しているものはあると認識しておりますので、繰り返しになりますけれども、他区で全てそのような形でやっていらっしゃるかどうかということまでは確認はしておりませんが、必要な対応については、区内の施設につきましては対応しているという状況でございます。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。基本的なことから確認させていただきたいのですが、陳情者の方がおっしゃっている陳情の理由のところ、全区民アンケートのところの記述があって、その前段階で、先ほど課長からご説明のあった基礎調査、ヒアリングだったり、アンケートだったり、パブリックコメントというものもあるということがありますが、この障害福祉計画の改定において、A I 云々と書いて

ありますけれども、全区民アンケートの調査結果というのがダイレクトに反映をされるものなのか伺いたいというのが1つ。

それと、あと、先ほどの基礎調査のことなのですが、先ほどご説明の中で、手帳の所持者の方であるとか、サービスの利用者の方にアンケートを取っているというお話がありました。ニーズとデマンドということをおっしゃられていますけれども、ニーズをつかむというのは、やはり当事者の方の意見というのが非常に重要になると思うのですが、これは大体どれぐらいの方に、対象者がどういう方なのか。先ほどご説明のあった、手帳の所持者、サービスの利用者という方のほかにどなたがいらっしゃるのかということと、どれぐらいの数をこれはアンケートを出して、回収率がどれぐらいなのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

基礎調査、アンケート結果等についてのご質問でございます。まず、こちらの結果につきましては、一部、障害福祉計画、現行の計画につきましても、調査結果を抜粋して載せているというところもございます。それ以外にも、今、委員おっしゃっていただいたパブリックコメントであったりとか、障害者団体へのヒアリングなども行っておりますので、そういったところも踏まえて、アンケート結果、例えば、数が多いものから順にこのようにやると決めているというような、そういう形ではなくて、総合的に分析をして、こういったニーズがあるかというところで積んでいるところでございます。

それから、アンケート調査の数ですが、今回、次期の障害福祉計画の策定に向けまして、9月の終わりぐらいからアンケート調査の発送等を行って実施しているところでございます。対象としましては、全体で約6,000名ほどというところでございまして、まず、障害サービスを利用されている方、こちらは全てのサービスを利用されている方を抽出しまして実施しているというところで、こちらが3,400名ほど、それから、それ以外、サービスを利用されていない方で手帳をお持ちの方を無作為抽出して行った数が約2,600名ということで、合計で約6,000名を対象に調査を実施している状況でございます。

前回の計画の際にも同様の調査をしておりますが、今回の調査については、まだ今、回収、集計中でございますが、前回はほぼ同じような規模で行っておりますが、こちらのほうが回収率が全体で40%台というところでございますので、多いかどうかということはあるのですが、一応、そのような状況で実施させていただいたところで、今回、もう少し回収率が上がるような形で様々な取組をしているところでございますが、そういったところで進めているところでございます。

○あくつ委員

どうもありがとうございます。当事者の方、利用者の方と手帳の所持者の方で大体6,000名ぐらい、前回も同規模ということで確認させていただきました。

先ほどお伺いすればよかったのですが、障害者団体のヒアリングも行われているということでしたが、これは今回の改定に当たっては全部終わったのかということと、どれぐらいの団体のヒアリングを行って、各種、様々な障害種別があると思うのですが、どのようなというか、幾つの団体と行われたのかということと、あと、こちらの今回陳情を出されているところも行われたのかどうか、確認をさせていただきます。

○佐藤障害者施策推進課長

団体ヒアリングへのご質問でございます。こちらにつきましては、予定していた団体については、昨年中、10月までに終了している状況でございます。対象は、今、正確な数字が手元に、十二、三だっ

たかと思いますが、確認させていただければと思います。

こちらの陳情の方の団体もというご質問だったかと思いますが、こちらについても実施したところがございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。当然、障害福祉計画の改定ということで、当たり前の話ですけれども、当事者、利用者の方、手帳の所持者の方と、代表的な団体、十二、三というお話がありました。そこからお話を聞いて、6,000名のうち、前回は40%というお話がありましたが、聞くべきところには聞いているという感触は私も受けました。あとは、先ほどほかの委員からもありましたが、分析というところになるとと思いますので、ここについては、陳情の趣旨とは異なりますけれども、分析をここはしっかりしていただいて、真のニーズに基づいた計画を立てていただければと思います。

○吉田委員

ご説明ありがとうございました。障害者団体への調査については、この方からもヒアリングは受けたということで、しかも、前のときはコンサルの方しかいらっしやらなかったのに、このたびはきちんと職員の方も来てくださって、直接聞いてくれたということで、だから、そういう意味では一歩ずつ進んでいるのかというのはあるのですけれども、団体については、主には障害者7団体と言われますけれども、この団体も入っておりませんし、ほかに7団体に入っていないところは幾つかというか、結構あって、それについて全部聞き取りができたのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、この陳情の趣旨でいうと、当事者のご要望という、いろいろご要望があって当然だと思うのです。ただ、それをもう少し客観的な視点から、本当に優先順位をつけ、必要なもの、それと、あつたらもっといい生活が送れるというものと、その分析が必要なのではないかという。分析が必要なのではないかとではなくて、それが必要でしょうというのが、この陳情の趣旨だと私は理解しております。

それで言うと、やはりそこに客観的な評価、当事者からは、当然これがあつたらいい、これがあつたらもっといい快適な生活ができるということと、それから、客観的に見て優先順位をつけていくという、それが必要ではないですかというのがこの陳情の趣旨だと思います。

それを第三者的な立場で行っているのが、今、鈴木委員からもご紹介がありましたけれども、世田谷区では、そういう第三者的な視点でそれを評価してやっていくということが必要だという。私はごくごく普通のもっともな陳情ではないかと思います。

ご要望でいえば、もっとこうあってほしい、もっとこうあってほしいというのは、それぞれの方たちにあつて当然だと思います。ただ、その方たちが、全部ほかの障害者の方たちの状況を理解した上で、ご自分の要求というか、あってほしいというのをおっしゃっているかという、それはなかなか難しいと思います。そこに第三者の視点というのが必要で、それを求めた陳情だと私は思っていて、それは当然、あるべきではないかと思います。

私、記憶力があれなのですけれども、少し印象に残ったのが、自立支援協議会だったか何かで、私はいろいろな障害者団体からも、そのように客観的な評価というのを求めるようなご意見も出ているのではないかと思います。

それで、会長から、区の出している評価の中で、地域移行のことをすごく記憶しているのですけれども、地域移行の実績1と出ているのに対して、地域移行といっても、結局、遠くの施設から品川区に戻ってきた。それでまた家庭の中で、だから、その方が入所なり、グループホームに入居しているかという、そうではなくて、普通にお戻りになっただけで、それを地域移行と言っているのかと会長が

おっしゃったのです。それは単に、今までのそれまでの生活、家庭の中での支援、家庭で面倒を見ているという言い方はいけないかしら。そういうものに戻っただけで、これを区が目指した地域移行の実績と認めるのはいかがなものかという評価をなさって、すごくしっかり会長として発言してくださっていると聞いた記憶があるのです。

だから、そういう評価も、少し第三者的な視点で、ただ品川区に戻ってきたから地域移行が進んだというのはやはりおかしいと思うのです。本来であれば、品川区の中に、入所施設なり、入居の施設なりがなくて、やむを得ず遠くに行っている方がたくさんいらっしゃるではないですか。遠くで言えば、本当に東北のほうとか、要は、空いている施設があるところに行っている方はたくさんいらっしゃって、その方たちが地域に戻ってきたいとおっしゃっている。その地域に戻るといのは、元の家族にずっと面倒を見てもらうのではなくて、きちんと施設に入って、いろいろな支援を受けながら自立していくというものを求めている、それをもって実績1になるのではないのでしょうか。

だから、その辺のことを、本来ニーズ、どうしても地域に戻ってくる、地域移行を進めるという視点に立てば、地域に戻るといのは、きちんとそういう品川区の福祉のサービスにアクセスできるということをもって実績1とすべきなのではないか。そういうのを客観的に評価すべきなのではないかという陳情に思えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

多分、そのときは、自立支援協議会とか、そういうのにも当然課長もお二人とも出ていらっしゃるし、私にとってはすごく印象がある会長のご意見だったのですけれども、覚えはないですか。それ、私はすごく必要な視点かと思ったのですけれども。

○佐藤障害者施策推進課長

団体ヒアリングのところを初めにお話しいただきました。15団体、今回実施しておりまして、ここには、今、委員おっしゃっていただいたところで、今回、集計等を事業者者に委託している部分はあるのですけれども、ヒアリングの場には職員も入りまして、それぞれの団体の方からご意見ですとか、そういったところも承ったところでございます。

その内容につきましては、当然、様々な障害種別の団体がございますので、それぞれご要望等もある中で、区としましては、優先的といいますか、どういったところがお声とかお困りの方が多いとか、そういった部分についてはもちろん確認していくというところで、今回、陳情ではこちらを実施計画というところで次期計画に上げるようにというところでございますが、こちら、個別の事業実施につきましては、冒頭の説明でも申し上げたようなところで、具体的にこういった支援策を行っていく。例えば、放課後等デイサービスの事業所の充実のために事業者への支援策を実施するですとか、そういったところについては、状況も踏まえて検討して実施しているところでございますので、そういった対応がございます。

一方というか、施設の計画等につきましては、どうしても中長期的なところも必要なところがございますので、必要量を見込んで、今後の方針を出していくというところが必要かというところで考えてございます。

自立支援協議会のところにつきましては、具体的な話はいろいろあるかと思っておりますけれども、地域移行の結果等につきましては、その数字が持つ意味の部分については、きちんと客観的な評価というところで、今後の施策について検討してまいりたいと思っております。

客観的な評価についての部分ですけれども、策定委員会のほうでも、学識経験者等入っておりますので、そういったところでの客観的な評価、今後の施策の方針等についてはきちんと検討してまいります。

○吉田委員

地域移行の例を出しましたけれども、それは要は、客観的評価が必要だという一事例として出したので、やはり計画をつくっている人とか、そういう人ではなく、別の立場の方がきちんと計画については評価してほしいし、その前に必要量の見込みについても、客観的な立場で、今一番困っている人たち、私にしてみたら、皆さんからいろいろな団体からのご意見を伺う中で、地域に戻ってきたいのに戻れない。特にやはり強度行動障害の方たちが入れる施設が、今、品川区でも入っている施設はありますけれども、もういっぱいいっぱい、これ以上増やすのは難しいと聞いています。

なので、やむを得ずほかの地域に行かざるを得なかったという方たちもいらっしゃるのですけれども、基本はやはり地域に戻って、しかるべきサービスを受けるというのが本来の在り方で、それを実現する、急に100%実現というのは無理なのは私もよく理解していますので、それをどういう手順で進めていくか。

一方で、取り組みやすい福祉施策については、それを進めるなどは言いにくいですが、やはりそこにたくさん実績を出すという力があるのであれば、より困難な立場の方たちへのサービスの提供というほうを計画の中で優先順位を高めるべきではないかというのがこの陳情の趣旨だと思いますので、それはほかのサービスはやってはいけないということではなくて、優先順位の高いものをきちんと分析して出して、そちらに力を入れるべきということだと思うので、ごくごく一般的に計画を立てるとき、私はそのようにしているのだと思っていたので、逆に言えば、それが実現できていないのであれば、きちんと今後の計画、特に今、新しい計画を策定していく時期なので、これは本当に時宜を得た陳情ではないかと思うのですけれども、その点について改めてもう一回ご意見を伺いたいと思います。

それから、先ほどの災害時に利用者の安全が確保されていない障害者施設等の公共施設がありますというのがありました。既存不適格について私は異論があります。既存不適格は、確かに制度が変わった時点で既にその建物はできているわけで、それを急に違法な施設と言うわけにはいかないということで、その時点では既存、既に存在しているので不適格だけれども許されるというのであって、国もそれはなるべく早く変えていくということを前提にして、今は認めますという施設だと私は理解しています。

だから、既存不適格のままずっとあるというのは、それは既に既存不適格ではないと思います。一遍には、費用の問題もあるから、変えるのは無理だとしても、それは順次変えていくということを前提に、それもそれこそ計画、より優先度の高い危険なところから取り組むのが当然であって、それもやはり計画的に進めるべきだと思っています。

ただ、これ、ここに出てきていますけれども、基本的には施設整備のほうの所管になるかと思うので、お答えは難しいかもしれませんが、でも、障害者福祉の所管が、やはり施設整備のほうに優先順位を上げてくれと。ほかより危険だと。だから、そこは争いになっては困りますけれども、そのような要望をきちんと上げていくべきではないかと思います。私は、施設整備課のほうとしては進める方向だと聞いているので、それは所管が要望を上げるというのはすごく大事かと思っています。

言っただけかもしれませんが、この方、いろいろなほかの設備もみんな調べていますので、戸開走行のシールが貼っていないエレベーターとかを調べているので、そのうちほかの委員会にも陳情とかが出てくるのではないかと思います。それは本当に、建て替えが計画されておりますけれども、既存不適格のままいろいろなところをほっておくというのは、本当に品川区として問題だと思っています。

ごめんなさい。これは障害者支援課のあれを超えてしまうので……。

○田中委員長

陳情審査の範囲で、ご意見は後で……。

○吉田委員

陳情審査なのですけれども、ただ、これも障害者施設でも、例えば、旗の台の心身障害者支援施設も、あのエレベーター、戸開走行ついていないですよ。だと思えます。私は、あそこ、戸開走行するよりも、建て替えてしまったほうが早いのではかと思うのですけれども、そこはご意見がいろいろあって当然だと思えますが、そういう趣旨のことが書かれているのだという。既存不適格はここにも関係しているので、それを意見として申し上げております。

○田中委員長

ありがとうございます。

○佐藤障害者施策推進課長

客観的評価の部分でございますけれども、こちら、先ほど次期の計画策定委員会のお話もいたしました。一方、推進委員会といたしまして、現行の計画をP D C Aサイクルの下に評価、分析しているところもございますので、そういったところも踏まえて、事業の実施についてもきちんと対応してまいりたいと考えております。

○松山障害者支援課長

委員おっしゃられた既存不適格というのは、ご指摘のとおり、建築時に適法でしたが、それ以降、法改正等で法不適合となった状態を指します。既存不適格イコール違反建築ではございませんが、定期点検の結果、既存不適格と記載された項目については、早急な改善が求められるものではございませんけれども、施設整備の所管と調整しながら、施設の維持管理につなげているところでございます。

既存不適格の項目については、区としても課題として認識しておりますので、利用者のさらなる安心・安全を高めるために、これまでも、施設の運営状況を踏まえて、できるところから改善を進める方針の中で対応しているところでございます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

様々な質疑がありましたので、私のほうでは1つだけ。この陳情の中の一番最後のところで、品川区は23区最低の障害福祉のまちだと書かれておりますけれども、区としての受け止めと、今後どのように障害者福祉をしていきたいかという思いというか、意気込みがありましたら、お話を聞かせていただきたい。

○佐藤障害者施策推進課長

23区最低の障害福祉というところ、どこを捉えてそのランクかというところもございますが、いづれにしても、こちらでも書いていらっしゃるように、幸せを感じられる品川区にアップデートできるというところでは、もちろん品川区をよりよいところに進めていくというところでは所管も考えているところでございます。

障害福祉計画、今期の部分につきましても、基本方針で、地域で安心して暮らすことができる、自分らしく生き生きと暮らすことができる、すべての人が共に支え合い暮らすことができるというようなところを方針として、障害者施策の展開、充実を図っているところでございますので、その部分については当然進めてまいりますし、その上で、次期の計画につきましてもさらなる充実を図っていきたくと考

えているところでございます。

○やなぎさわ委員

今ご答弁があったように、さらなる充実をしっかりと図っていくというようなところで確認できました。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第57号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択です。

理事者のご説明、また、ご答弁から、障害福祉計画、国の方針、指針から、また、成果目標もあって策定していくということで、区としてはしっかりとアンケートをはじめ、また、障害者団体のヒアリングなど基礎調査をしているということで、様々対応も行っていて、施設の整備をしております。これから策定にかかるわけですけれども、そういったニーズを反映して策定するというご答弁もありましたし、区民の方に寄り添った障害福祉計画の策定をお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択です。

質疑もさせていただきましたが、基礎調査というところでは、これはそれほど異論はないのでしょうか、障害者団体、そして、サービスの利用者、当事者の方からの意見は一定程度というか、ほぼ聞いていらっしゃるということは確認ができました。

先ほども申し上げましたが、この方が、陳情の趣旨は、優先的に対応すべき事業を実施計画に上げると。では、何を優先的に対応すべきなのだとこのところ、これは非常に難しいところであって、この方が主張されていることも、この方のご主張であって、この方のニーズであって、何を優先的にすべきかというところについては本当に難しい。

そういう中で、先ほどは策定委員会の中には学識経験者の方もいらっしゃるということ、また、推進委員会の中でPDCAでしっかりそれは検証しているというお話もありました。

これは、だから、実施計画をつくれればいいという話ではないのかなということで私も受け止めまして、この方のおっしゃることも一面では本当にそのとおりでと思うのですけれども、今回の陳情の趣旨としては不採択とさせていただければと思います。

○鈴木委員

本日採決をするということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

これまでの計画のときに、品川区は見込み量しか出さなかったというのでずっと来たわけですけれども、そこに必要量を出していただきたいということでずっとご意見を申し上げてきましたが、そういう方向で検討するというので、必要量をしっかり出すには、ニーズの分析をして、そこに反映をさせていくということなしには必要量は出すことはできないのかと思いますので、ニーズを分析した上で、ニーズを反映させた必要量という形でぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

○吉田委員

本日結論を出すということで、私は採択を主張したいと思います。

私としては、本当にこの内容というのはもっともであり、私の理解の問題かもしれないですけども、自立支援協議会とか、こういう計画の推進のために障害者団体の方たちが参加しておられるところでも、似たようなご意見は、もう少しきちんと必要量を把握してほしいというご意見も出てきていますし、分析の仕方についても、非常に皆さん穏やかな言い方ではありますけれども、まだやり方としてはもう少しこうあってほしいというご意見もあります。

それがはっきり書かれたという感じの陳情と私は受け止めたので、この団体の陳情として出てきていますけれども、これについては、いろいろな障害者団体の中でも、ぜひそのように進めてほしいという賛同を得られるのではないかと考えております。

それは私の感覚ですけども、先ほど前向きなご答弁もいただいたので、今までの計画の立て方よりは少し進んでいくのかと思いますが、それをより推進していくためにも、私はこの陳情は採択としたいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

質疑の中で、基礎調査を区はしっかりやっていたというのは恐らく共通認識としてあったのではないかと思います。それと加えて、品川区としても、これからも障害者福祉にしっかりと力を入れていただけるというようなことを言っていただきまして、非常に今回の質疑においても、区の出組というのは評価できる部分はたくさんあると思うのですけれども、そういった中で、やはり必要量を出す。世田谷区等の事例もありますけれども、こういったところで、さらにもう一步、品川区の障害者福祉、前へ進めていけるのではないかと考えて、私は趣旨採択ということでお願いできればと思います。

○田中委員長

それぞれありがとうございます。

では、まず、本件は本日結論を出すということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

その上で、採決は1回しかできませんので、今、趣旨採択の方と採択の方といらっしゃるが、こちらはいかが調整を。

○やなぎさわ委員

では、私は採択のほうにします。

○鈴木委員

では、私も採択で。

○田中委員長

分かりました。

では、先ほど意見を伺いましたので、続いて採決をいたします。

令和7年陳情57号を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中委員長

同数でございます。可否が同数でございます。

よって、品川区議会委員会条例第15号の規定によりまして、委員長において、本陳情に対する可否を裁決いたします。

私、今回の陳情の方のご意見を伺う中で、特に裏面の、地方自治体が取り組むべきニーズを的確に捉え、優先順位を決めて障害者福祉政策の事業を進める必要がある、これはまさにごもつともであると受け止めております。

その上で、今現在、品川区においてその事業が行われているのかどうか、先ほどの質疑を通じて伺ってまいりました。基礎調査、あるいはアンケート調査もしっかりしていただいている中で、それらからしっかりとニーズ分析、また、こちらの方が言うデマンド分析も含めて、しっかり対応されていると思っております。

この陳情者の方のご意見というか、主張の中に、アンケート調査の自由記述の項目について、AIで分析したところ、ニーズ分析は一切されていませんという先方のご理解ではあるのですが、これまでの質疑を伺ってしまして、決してそうではなく、また、それまでの自由記述以外のところではしっかり分析もされていますし、自由記述のところも、ニーズ分析も含め、デマンド分析も含め、しっかり対応されているという認識の下、事業計画に反映されていると認識をいたしましたので、私は、本陳情につきましては不採択とすべきものと裁決をいたします。

よって、令和7年陳情第57号、誰一人とりこぼさない品川区のために、真のニーズ分析から、優先的に対応すべき事業を踏まえた障害福祉計画を策定するよう、区に求める陳情につきましては、不採択すべきものと決定いたします。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 指定障害児通所支援事業者の行政処分について

○田中委員長

続きまして、次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

(1)指定障害児通所支援事業者の行政処分についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、指定障害児通所支援事業者の行政処分について説明いたします。資料をご覧ください。

本件は、児童福祉法に基づき、区内の指定障害児通所支援事業所に対して実施した監査におきまして、不正請求等が確認されたことから、運営法人に対し行政処分を行い、今後、運営法人に対し、不正に受給した給付費の返還を命じることを報告するものでございます。

まず、1、事業所の概要です。事業所名はミント、運営法人は株式会社Y&N、区内で放課後等デイサービスを運営してございまして、所在地、指定年月日等は記載のとおりでございます。

続きまして、2、行政処分に至った経緯でございます。令和7年3月に、事業所関係者からの障害児通所給付費の不正請求等に関する情報提供があり、同年5月に実地検査を実施したところ、複数の運営

基準違反が疑われたため、同年8月に監査を実施いたしました。その結果、障害児通所給付費の不正請求および人員体制の不正等が確認されました。児童相談所設置区として行政処分、今回、こちらが初めてとなりますが、慎重に処分内容を検討しまして、このたびの行政処分に至ったものでございます。

続きまして、3、監査結果および監査により確認された事実について、3点記載してございます。

まず、(1)につきましては、令和6年6月10日から令和6年8月31日の期間におきまして、人員基準を満たしていないにもかかわらず、不正に加算を請求し、受領したものでございます。

(2)は、令和6年4月1日から令和7年4月30日の期間におきまして、基準人員として届け出ていた職員の勤務実態がないにもかかわらず、虚偽の勤務実績を報告するなどして、不正に加算を請求し、受領したものでございます。

(3)、こちらは令和7年4月1日から令和7年4月30日の期間におきまして、同法人が運営する横浜市の保育園に勤務する従業者の氏名を不正に利用しまして、区への虚偽の届出、それから勤務実績を報告するなどして、不正に加算を請求し、受領したものでございます。

4、処分の概要でございます。処分の内容は、指定の一部効力停止といたしまして、新規利用者の受入れ停止としてございます。現在利用している児童は、継続して利用することが可能でございます。

処分年月日は令和8年1月1日、処分期間は令和8年3月31日までの3か月間となっております。

5、返還請求額でございます。こちら、概算でございますが、不正利得分および児童福祉法に基づく徴収金を加えまして、249万7,000円となっております。運営法人は、処分内容、返還請求額に対して了承してございます。

6、再発防止に向けた区の実施でございます。記載のとおり、同種の事業所に対し本件を周知しまして、法の遵守など、適正な事業所運営について指導してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

不正請求があったということのご報告ですが、これは事業所関係者からの情報提供があって発覚したということになると思うのですけれども、そもそもこういう場合というのは、ここで言えば、放課後等デイサービスですけれども、その監査というか、チェックする仕組みというのはどのように、告発がなければ、こういうものは分からないということなのか、定期的にこういう放課後等デイサービスだったりとか、いろいろな施設があると思いますけれども、そういうところのチェックする仕組みというのがどうなっているのかということをお1点教えていただきたいと思っております。

それから、監査を実施したということは、これは品川区が監査をしたということなのでしょうか。そもそもチェックする機関というのは、品川区の権限なのか、東京都の権限なのか、そこら辺のところも具体的に教えていただきたいのと、その監査というのは、品川区が行ったのであれば、聞き取りだったりとか、行為を確認ということで書いてあるのですけれども、誰が行ったのかということをお教えてください。

それから、行政処分に係る処分内容の検討および決定というのが10月にされたということなのですが、行政処分を検討するに当たっての基準というのはあるものなのかということも伺えたらと思っております。

それから、11月のときには、弁明の機会を付与して、弁明書を受領したということでお書かれている

のですけれども、その弁明書というのはどんな中身だったのかも教えてください。

それから、業務改善の指導および再発防止策というのが、一番最後のところでは、法を守るようにということと言われましたけれども、具体的には、守ってくださいと言うことだけが再発防止策ということなのか、その点についても伺います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、今回の経緯の最初は関係者からの情報提供というところでございまして、そもそも監査等の実施状況はどうなっているのかというお話だったかと思います。事業者への指導検査ですとか、運営指導と言っておりますけれども、こちらについては、おおむね3年に1回、各事業所を回るようにというところで東京都からもございまして、それに対応できるような形で順次見回っていたところでございます。

その内容につきましては、今回は加算の不正請求等もございましたけれども、当然、職員の体制ですとか、そういった方の出勤の記録ですとか、そういったところも踏まえた体制の状況、それから、会計部分についての確認等を書面上でしていている部分はございます。

ただ、基本的には、そちらのほう、事業所を訪問してというところでやっておりますけれども、書類が虚偽というような形で整えられておりますと、ここを事実のところを確認、全て聞き取れないところもございましたが、そういった部分について、今回、内部からの情報提供がございましたので、そこを詳しく確認していった結果、今回のような状況が発覚したというところでございます。

それから、区が監査したというところでございますけれども、こちらは放課後等デイサービスのほうが、障害児の関係のサービスにつきましては、児童相談所が区に移管されたところで、こちらの関係の指定権限等が区のほうに移管されたというところがございますので、逆に言うと、例えばグループホームですとか、生活介護とか、そういったところについては東京都が最終的な権限になっておりますけれども、児童のサービスについては区のほうでという形になりますので、監査も行いまして、今回の行政処分についても区のほうで行ったというところでございます。

それから、今回、処分としまして、指定の一部効力停止というところで、こちらについても、そういう意味では区のほうで決定したわけですが、ここについては、何を行ったのでこの処分になるというところで具体的に決まっているところではございませんけれども、不正の内容等を確認しまして、他自治体ですとか東京都の類似事例等を確認しながら、今回の処分を決定した次第でございます。

それから、監査を行った後に弁明の機会を付与することになっておりまして、弁明書が提出されました。ただ、こちらについては、監査で指摘した内容について違うとか、そういったことではなく、不正の行為に対する謝罪と改善に向けた決意表明という形での弁明という形でいただいたので、特に処分の内容に関して、何か変わるものではなかったというところでございます。

あと、再発に向けた区の出組というところでございます。当該の事業所については、内容を含めてきちんと指導していったというところでございます。

一方、同種の事業も含めて、障害福祉サービスを行っているところにつきましては、先ほど申し上げたような形で、定期的に運営指導に回っている状況はございます。事例等も、不正につながる形ではなく、きちんと守っていただくという意味で、事例をきちんと伝えて、法の遵守、制度をきちんと確認して対応していただくようにというところで指導していくというところでございます。

○鈴木委員

加算の不正請求というところなのですけれども、書類上整っていると発覚がなかなかしないというのは、結構、すごくいろいろ事業所のところで、人員体制とかで加算が取れなくなってしまうと、それを

不正に請求してしまうとすごく大変なことになるので、何が何でも人員を確保しなければいけないみたいなことで、事業所はすごく必死になって体制を取るみたいなのに、大変な思いをして体制を取っているという思いがあったのですけれども、このような形で、ほかの従業者の名前を借りて、それでも書類上整っていると、内部告発がない限りこれが発覚しないというのは、チェックしようがないのかどうなのか、「えっ」という思いなのですけれども、そこら辺はどうなのかなという思いが1つです。

それと、そうはいつでも、本当に障害者福祉も介護の分野でも、職員を確保するというのがすごく大変な状況で、こここのところに機能訓練担当職員がいなかったわけですよ。それなのに、人員基準を満たしているということで専門的支援体制加算を請求して、取ってしまったということなのですから、これは人員を確保するという努力はしたにもかかわらずできないということだったのか。そこら辺のところの職員の確保の努力の状況というのはどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、あと、ここは医療的ケア児の放課後等デイサービスですよ。それなので、すごく人員体制も、本当に看護師も非常勤含めると4人、それから、理学療法士も非常勤ですけれども2名、保育士もいたり、児童指導員の方が非常勤も入れて3名だったりとかという形で、トータルすると13名みたいな、ホームページでは書かれていたのですけれども、かなり手厚い職員体制でされていたと思うのですが、そういう中での職員確保の状況というのは区としてはどう捉えているのか、伺えたらと思います。

それと、処分のところで、新規利用者の受入れ停止が3か月間ということなので、現在通われている方はそのまま通い続けることができるということなので、それはそれで、利用者に対してはそれほど大変な思いをされなくて済むということではよかったと思うのですけれども、実際、こここのところは定員が5名ということなのですが、1日5名を受け入れるということなので、登録者が何人くらいいるのかということと、おおよそ1日5名ぐらいということとで実際通われている方がいらっしゃるのか、その実態も分かったら教えてください。

○寺嶋福祉部長

すみません。1点目と2点目について、誤解されるような内容も含まれていたもので、私から補足をさせていただきますと、まず、指導検査につきましては、書類等々、それからあと、出退勤の状況等も含めて、必ずきちんと適正に行われていることが分かるようにチェックをかけておりますので、書類を例え偽造してとか、整えてとか、もちろんそれも見極めづらい部分、仮にですけれども、巧妙にもしやるような事業者が万一あったとするならば、それはそれなりのチェックが必要ですが、そこはきちんと確認をした上で、今回のようなことがあれば、必ず発覚するような手順は踏んでいるところでございます。

ただし、所管課長が申し上げたかったのは、それが東京都の基準、それから、施設数、職員数等々で、やはり3年に1回ぐらいの検査が現実的だろうということと、きちんとやっていたら、3年に1回きちんと定期的にチェックをして、こちらも確認していきたいという趣旨もあるのですけれども、そうすると、その間に万が一何かそういった不正的なことがあった場合には、当然、その間は検査対象時期が来るまで発覚できないので、通報があった場合には、より速やかに発覚することがあるという趣旨であって、それがないと分からないということではないということをお聞きいただきたいと思います。

それと、あと、加算について、職員体制なのですから、当然、よりサービスの質を上げたいので、そういう人員を配置すれば、人員を配置するのにお金がかかりますから、それを加算をつける。これ、加算の基本的な考え方で、我々もそれを推奨している。きちんと配置をして、手厚いサービスをしてく

れば、加算がつく。運営もより楽になるということで、ただ、配置ができなければ加算がつかないだけであって、別にそれが駄目ということではないのですけれども、そこを今回のように配置していないのに、したかに見せて加算を取る。これは完全に不正受給なので、今回摘発したということで、事業者は人員を集めて加算を取ってよりよいサービスをするように心がけてはいるのですけれども、今般の事情でなかなか集まらないということは、実際には起こり得るということでございます。

医療的ケアと処分については、担当課長よりご答弁申し上げます。

○佐藤障害者施策推進課長

こちらの事業所の登録者数等々に関しては、持ち合わせてございません。定員としては5名ということで、ほかの放課後等デイサービスと同様に実施されているところかと認識しております。

○鈴木委員

放課後等デイサービスがかなりすごく増えてきていますし、それでもまだまだ足りないということなので、区が誘致をして、さらに要望に応えられるようにということで努力をいただいているところだと思うのですけれども、そういう点では、放課後等デイサービスの質的なものも含めて、実態をしっかり把握をいただいて、よりよいサービスにつながっていくようによろしく願いをしておきたいと思います。

○田中委員長

ご意見ありがとうございます。

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

ありがとうございました。放課後等デイサービスについては、かつて本当にサービスの支給というか、時間数がすごく少なかったものを、より利用しやすい形に増やしていったということについては評価をしているのですけれども、増やしていったときに、その時点で結構、不正まではいかないけれども、本当に放課後等デイサービスというのにふさわしい療育というか、そういうものが行われていない放課後等デイサービスもあるというのは、個別具体的にあそこがという情報は来なかったのですけれども、そういうのがある。例えばということ言うと、預かっている間、テレビを見せているだけとか、そのような放課後等デイサービス、もちろんいいところもたくさんあるけれども、そういうところもあるというご意見は伺っていて、その辺の点検というか、監査というか、はどうなっているのかというのは気にはなっていたのですけれども、その当時から、こういう形での3年に1回現場を見に行くとか、そういうことでずっとやってきたという理解でよろしいのでしょうかというのをまず伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

療育の内容等につきましても、当然、制度に照らし合わせて、不適切なものについては指導しているところでございます。

それから、利用者の方からそういったケアの内容といいますか、支援の内容、療育の内容についてご意見、それから、事業者へ改善を申し入れてほしいといったようなお声をいただくこともございます。そういったところも踏まえて、定期的に、先ほど回るところも申し上げましたけれども、都度、きちんと話があったところについては、確認も含めて、事実であれば改善等も含めて、適宜、指導等については随時行っているところでございます。

○吉田委員

分かりました。だから、そういう意味でいうと、例えば、利用者が放課後等デイサービスという事業

だと思って預けたところ、実はいわゆる療育のようなことは行われなくてというご意見が来たときには、それなりに区としても、定期的な検査とはほかに、実際にきちんと見に行くとか、指導をしているという理解でいいでしょうか。

結構、そういうご意見は伺っていて、一方で、利用者にしてみたら、指摘をすることによって預ける先がなくなってしまうというような、それも困るというような感覚もあり、先ほどの陳情につながるけれども、でも、療育を求めて放課後等デイサービスに通わせるわけだから、そこはそういうふさわしい事業が行われているかどうかというのは、区として何かきちんと確認する手だてが、3年に1回というのだとどうなのかと思うし、この3年に1回というのは、やはり事業としてきちんと行われているかどうかであって、サービスの内容がということまで踏み込んだものなのか、少し心配なのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

委員おっしゃっていただいたとおり、3年に1回の運営指導等につきましては、当然、制度に照らし合わせて、きちんと事業運営ができていくところが中心にはなりますけれども、そこについて、当然、プログラムの内容とか、そういったところにつきましても確認はしてまいります。

それから、個別の申出に対して、そういった指摘をすると、利用者の方が不利益というか、受けるのではないかというお話もありましたけれども、当然、匿名等での部分についても対応しておりますし、きちんとお名前等をおっしゃっていただいた方につきましても、そういった不利益が及ばないような形できちんと対応はしてまいりますので、そこについては、うたっている内容がきちんとされているか。もちろん法令で決められている内容を最低限でやっていることはもちろんですけれども、事業者がうたっている内容等がきちんとされているのか、利用者からのご指摘に対して、そういったところがきちんとされているかというところは確認をして、指導等も行っている状況でございますので、そこについては都度対応している状況でございます。

○吉田委員

どうしても先ほどの陳情と結びついてしまうのですけれども、やはり預ける側にしてみたら、預かってほしい、少しでもよい療育をしてほしいというニーズで預けるのだと思いますけれども、そこにつけ込むという言い方はあれかもしれないですが、いろいろ補助も出るようになってということと言うと、ある意味、変な言い方ですけども、中には、事業としてのうまみというか、そういう思いで立ち上げてしまうような事業者も、ある意味、増えてしまうのもやむを得ないかと。

だから、やはりそこで区のチェックとかがすごく重要になってくると思いますので、その辺について、今後はきちんと見極めた形での運営、きちんとしたところには補助するけれども、そうでないところはきちんと厳しい目でチェックしていくということを、区としての権限の限りがあるかもしれませんが、その視点でぜひ運営を促していただきたいと思います。これは要望です。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○あくつ委員

いろいろありがとうございました。もし今までの答弁で出てきていたら申し訳ないのですけれども、この3つの、今回、いわゆる不正な請求と不当な行為というところで、まず、1点目のところの児童発達支援管理責任者が不在であったということ、これに関して、今回の処分が1月1日から3月までの3か月間、一部効力停止とあるのですが、ここについては、そもそもその育児休業で不在と書いてあり

ますけれども、その方が復帰をされるということで解消されるのかということ。

2点目は、これは機能訓練担当職員の勤務実態がないというところ、これについてどのように改善をするのかというところ。

3点目は、同法人が運営する別の保育園に勤務する従業員の2人の氏名を利用したということですが、これについて、先ほどの弁明の話があったのですが、足りていたらそもそもそんなことはしないのかと思うのですけれども、足りているのかということ。

はっきり言って、処分は私には軽いように見えるのですが、先ほどほかの自治体の例とか、これまでの例とかを、判断基準が先ほどないとおっしゃいました。そういった明確なものがないという中での判断というところで、様々な事情の中で3か月間という処分にしたのだと思うのですが、要するに、この3か月間、今はしっかり現状の方たちは対応していて、これから3か月後には新規も受入れをやるという中で、ごめんなさい、今まで説明があったら申し訳ないのですけれども、その改善はしっかりなされる。そういう人的リソースについても、この事業者がしっかりそこは手当てできるのかというところについて確認をさせていただきます。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、それぞれの不正の内容ですけれども、具体的に今おっしゃっていただいたところ、3の(1)(2)(3)で挙げさせていただいているところがございますけれども、3の(1)でいうと、産休、育休による不在であったというようなところ、こちらについては、不在であったところについても、事業の運営自体は基準上はできるというところで、ただ、加算がつけられないところをつけてやっていたというところ、また、その届出をしていなかったというところがございます。これについては、先ほど言っていただきましたけれども、この期間以降は解消されているような状況でございます。

ほか2つに関しまして、人員を満たすというようなところで加算をつけていたというところで、実際にはいなかったというところにはなりますけれども、こちらについても、デイサービスそのものの、事業の実施そのものに対して、例えば、5人いなければいけないところを3人で、そもそも足りなければ事業の運営自体ができなかったところをやっていたという形ではございません。運営上の最低基準は満たしていたというようなところでございました。

処分内容について、一部効力停止が妥当なのかどうかというお話かと思っておりますけれども、今申し上げた、運営上の最低基準といいますか、これについては満たしていたというところ、それから、利用者に対して、支援内容ですとか、利用者からのクレーム等は発生はしておらず、そういった意味では、不正請求に関して、例えば、利用者の何か書類を作ってやっていたとか、そういったところもございませんでして、それから、監査結果につきましても伝えたと、返還請求等につきましてもきちんと応じる姿勢を見せていまして、先ほどの弁明書につきましても、改善をしていくところでもございましたので、処分の種類としましては、このほかにも、一番重いものですと、事業所の指定の取消しといったところもございまして、今回につきましては、こちらの処分が妥当というところで、こちらのほうで決定したところがございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。過去の一部の期間というところの今回の処分と。内部の方でしか知り得ないような情報で、多分、そういったところでの情報なのかと思うのですけれども、こういったことが起きるということで、先ほど監査というお話がありましたが、事業所のところが、慢性的に例えば人員不足になっているとか、そういったところについては大丈夫だということで品川区で確認をしたというこ

とでいいのか、最後に聞かせてください。

○佐藤障害者施策推進課長

委員おっしゃるとおり、事業運営に関しましても、基準となる職員体制は確保されております。加算等につきましては、適正に対応されるというところで確認をしているところでございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

1つ、まず、言葉の定義といたしますか、確認なのですけれども、実地調査というのは、主に3年に1回程度行う、事業所に適正に行われているかという検査で、監査というのは、何か不正がある疑いがあったりして、本格的に区がしっかり不正の有無について調べる、そういった位置づけでよろしいのでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

おおむね今おっしゃっていただいたとおりでございます。実地検査等で、当然、失念していたりというところで、請求が間違いであったとか、そういったところについては、そこを改善するところで実地検査としては終了するところでございます。その内容が不正であったりというようなところで、処分を含めて、さらに確認等が必要というところで、監査を実施したというようなところでございます。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

私の場合は高齢者介護のほうになりますけれども、実際、介護施設、品川区内でも10年ぐらい管理者として運営していたので、まさに実地検査というのを、2015年に開設して、1回目が2年後ぐらいで2017年、2回目が3年後ということで2020年、実地の検査を受けた経験があります。

共に特に不正が認められなかったもので、監査というところには行かなかったのですけれども、恐らく同じようなスパンで基準で、こういった障害児の実地検査も、高齢者福祉のほうもやられているのではないかと思います。それに基づいて一応お話しいたしますけれども、こういった実地検査というのは、先ほど部長もご答弁いただいたのですが、やはり基本的には書類ということにはなるのですけれども、私も2回受けた中で、結構、厳しくいろいろな膨大な書類をチェックします。出退勤の出勤簿とか、タイムカードとかもしっかり見るし、どういったサービスを行っていたかという、利用者の方の実施記録とか、日報とかも全部しっかり整合性を合わせて、朝9時から夕方まで、3名4名ぐらいの区の方がチェックをするような状況で、しっかりそのときはやっただいているのですけれども、ただ、やはりいらしたときに、基本的に書類を確認しに来るときというのは、事前に提出する書類もあるのですけれども、書類をチェックするときは事業所でやりますので、そこでどういったサービスが行われているかというのも横目で見ながらということも可能ではあるのですが、基本的には書類のチェックというのが基本になる。だから、そこで悪意を持って改ざんしたりするような事業所があれば、なかなか見抜くのは難しいというのはあると思います。やはり区の職員の方も、不正しているという前提で調べたりしないというか、当然、ある程度性善説で行われると思うので、なかなか悪意を見抜くのは難しいと思います。

今回は特にこういった内部告発があったので、ある程度多分それこそ少し疑いの目を持ちながらやっただけで、ここがおかしいというところを何点か見つけて、監査に結びついたということだったと思うのですけれども、そう考えたときに、どうしてもやはり3年に1回とかというのは仕方ないと私は思いま

す。本来であれば、そういった区の担当の職員の方が、区内の事業所とかを通りかかったときに少し顔を出して、「どうですか、最近」みたいな感じで管理者と話ができるような、顔の見える関係性をつくれるのが一番私はいいいとは思っただけけれども、どうしてもそこまでは人員がいないというところで、ふだんからなかなか区と事業所でそうやって接点を持つということが難しいし、結局、3年に1回の実地検査のときに、区の職員も事業者もお互い初めまして同士で、「この書類を出してください」「はい、分かりました」といって、お互い出してというような感じでやっていくことになっているのが現状だと思います。これはすみません、私の意見というか、実態をお話しさせていただきました。

それで、質問のほうに入るのですけれども、このミントなのですけれども、2019年、平成31年開設ということで、ちょうど今年7年たった頃ぐらいだと思いますが、実際、直近で実地調査、令和7年5月に内部のリークがあって実地検査を行ったのですけれども、これは通算でいえば何回目の実地検査になるのでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

ミントへの指導等に関しては、こちら、回数の履歴に関してまでは手元にはございませんが、前回、令和4年6月に運営指導については実施しております。そのときについては、今回のような不正請求というようなところは確認されず、書類の不備等の軽微な部分については、その場での改善というところに対応したというところを確認しているところでございます。

○やなぎさわ委員

分かりました。開設して1回目の検査が令和4年であって、2回目が令和7年ということで確認できました。

あと、それで、今回の2の経緯のところ、弁明書のところで、事業所から謝罪と今後の取組というか、どのようにしていきますというようなことがあったと思うのですけれども、不正をするに至った理由というか、何が目的で不正をしたのか。答えは明白かもしれないですけれども、そういったことについては何か事業者側からの回答というか、弁明はあったのでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

委員おっしゃっていただいたようなところについては、弁明書についてはございません。不正というところではございますので、加算を意図的に請求するというところで、実態のない書類の体制等をもって受給したというところ、その辺りは給付費を多く取るというところでの意図的に行われたものと認識しているところでございます。

○やなぎさわ委員

特にそれについて説明はなかったということで、この後、話が出てきますけれども、今回の返金の金額が、不正利得分178万4,000円と、ある意味、罰則分というか、71万3,000円で合計249万7,000円ということなのですけれども、これ、金額的に結構な高額かと思って、普通の事業所だと、なかなかこれぐらいの返金をするというので運営にかなり影響が出ると思うのです。言ってみると、潰れてしまう、存続に関わってしまうのではないかと思うのですけれども、このミントというのは、月とか年間の売上げというのはどれぐらいで、それであると、この会社というのが、株式会社Y&Nですが、ミント以外での経営というかが、私の調べた限り見つからなかった。ほかにも何か事業所があるみたいな記載もありますけれども、どれぐらいの規模の会社なのかというのがもし分かれば教えていただきたいです。

○佐藤障害者施策推進課長

こちらの運営法人としては、放課後等デイサービスはこちらの区内のミント1か所のみを実施しているところでございます。先ほど不正の内容の一部で申し上げましたけれども、横浜市のほうで保育園を1か所運営していると確認しておりますが、この法人で運営しているそういった事業に関しては、その2か所というところで確認しているところでございます。

規模的なところ、経営状況等については、詳しい資料を持ち合わせておりませんが、ただ、今度、返還請求に関しては、所管のほうから対応させていただきますけれども、返還の時期、それからタイミング等につきましては、相談というか、状況を確認しつつ、対応していくというところでございます。

○田中委員長

そろそろまとめてください。

○やなぎさわ委員

いつどのタイミングで、どういう形式で、一括なのか分割なのかとか含めて、そういったことが、支払いというのは特にまだ決まっていないのかどうかということの確認と、要は、先ほどの何で不正したのかという理由を私が、弁明があったのかを聞いたことにつながるのですけれども、やはり当然、売上げを上げたかった、たくさん報酬を得たかったというところで、さらに一歩進めば、単純にもともと運営できているけれども、さらに上積みしたかったという場合と、赤字とか、非常に厳しい経営状況にあって、仕方なく存続のためにやっていたという両方の、2つあると思うのですけれども、もし後者の場合だったとすると、これぐらいの返金でかなり会社というのは傾く可能性があるし、ほかに保育所を1か所やられているということで、その保育所がどれぐらいの規模か分からないけれども、それほど要は大きい会社とは思えないので、ほかのところ運営している他業種のほうで利益があって、そこで穴埋めできるとか、そのようにはなっていない可能性も高く、今後、本当にこれが返還ができるのかということも含めて、非常にこの会社の存続含めて心配になる。

さらに言えば、今回、内部の関係者からリークされたということで、これは結構私はまれなことだと思っていて、普通、やはり会社で働いていると、多少、不正をしていたとしても、目をつぶってしまう職員は私は多いと思います。当然、自分の仕事のこともあるし、今、利用者がいる、その家族がいるというのを考えると、自分が内部告発することによって、この事業所が営業が止まったり潰れたりしてしまうというのと、自分が不正を見かけたというのでてんびんにかけたときに、どうしても、自分が目をつぶれば、今の利用者、家族の方が、特にクレームもないということですから、利用を続けられるということを考えて、目をつぶる方は多いと思うのですけれども、それがいいかどうかは別にして、なので、これがリークされるというのは相当だと。私はかなり結構ごたごたがあるのではないかと感じてしまうというのもあるのです。

なので、そういう今のミントの事業所の中の問題もあるし、そういった会社全体のことも考えて、かなりやはり厳しく行政として見ていかなくてはいけないと私は思います。だから、先ほどあくつ委員もありましたけれども、処分が軽いし、かなり継続的に、罰金だけ出して終わりではなくて、きっちり報告書を毎月単位で出させて、しっかり立て直しというか、状況をつぶさに見ていく必要が私はあると思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○田中委員長

答えられる範囲で。

○佐藤障害者施策推進課長

委員のご指摘の部分はあるかと、区のほうとしても認識しております。まず、事業者に対して、返還

等に関しては、分割等も含めて、そういった対応はできる、対応についてはそういったところがござい
ます。今のところ、返還請求、金額等も提示して、応じる形、当然ですけれども、きちんと話はできて
おりますので、そこについては、経営的なものとしては継続していけるというところの認識でございま
す。

一方、それに当たっては、当たり前ですけれども、今後不正がないようにというところでございます
ので、これまでも監査、1回行って終わりということではなく、当然、書類のやり取りも含めて対応し
ているところでございます。今後の運営状況が適正に行われているかといったところの部分につきまし
ては、一旦出したので次は3年後ということではなく、定期的にその部分についてはきちんと対応して、
こちらの区のほうで確認していきたいと考えております。

そういう意味では、運営指導、全事業所を回るだけでもそれなりの労力がかかるのですけれども、こ
ういったところが出てしまいますと、そこに対する対応でかなり労力を取られてしまう部分もございま
すので、未然に防げるような形で、先ほど再発防止の取組みを申し上げたところでございますけれども、
そこについて、類似例が今後発生しないように、区のほうできちんと対応していきたいと考えていると
ころでございます。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。ぜひしっかり厳しく、こういったことがあったので、伴走していただければ
と思いますし、区がこういった障害者福祉含め、高齢者の介護のほうも実地検査をしっかりしていただ
いているというのは私も身もって認識しておりますので、なかなか結構皆さん大変な思いをして、調査
する側もされる側も結構大変な感じでやっておりますので、ぜひ余裕を持ってお伺いできるような、そ
ういったマンパワーの増強も含めて、要望だけしておきます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時55分休憩

○午後3時04分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

その前に、委員会運営に関しまして、それぞれご意見は活発に述べていただけて結構ではござい
ますが、なるべく重複を避けていただくと同時に、ご意見も簡潔にご発言いただくことをまずは冒頭お願
いをさせていただいて、次に、報告事項(2)に移ります。

(2) 介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査について

○田中委員長

(2)介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

1、実施目的です。第十期介護保険事業計画の策定に当たりまして、国はニーズ調査の実施を推奨しています。区では、これまでも毎年のモニタリングアンケートの実施、在宅介護支援センター等での相談状況などから、意見や要望等の把握に努めているところですが、第十期の改定に向けて、国の見える化システム上に調査結果等のデータを登録することで多様な分析が行えるほか、統計資料による地域課題の把握や社会資源の発掘など、将来的な検討材料の収集が見込めることから、本調査を実施いたします。

3、調査概要の（1）対象です。要介護1から5の介護認定を受けていない65歳から74歳の在宅の方約5,500人に対してアンケートを実施したいと考えております。

（2）アンケートの項目についてです。電子の4ページ以降に具体的な問い等が載っておりますので、ご覧いただければと思います。設問の構成は、国が示す必須項目、これが問8までとなっております。それに区独自項目を追加しております。問9で耳の聞こえ方について、問10で健康維持・介護予防について、問11で生活支援サービスや情報通信技術（ICT）の利用についてを質問させていただき、問12で就労についてを新たに質問しております。就労については、国が示すオプション項目ということで、今回新たに付け加えさせていただいております。

また、1ページにお戻りいただきまして、4の今後の予定です。令和8年1月21日、あさってからアンケート調査票を発送し、2月11日を回答期限として設定しております。そして、令和8年度に次期第十期計画の改定作業を行いまして、令和9年度から計画を策定いたします。アンケート結果の公表につきましては、第十期介護保険事業計画の中に掲載していく予定となっております。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

この日常生活圏域ニーズ調査というのは、国のほうでモデルの調査の中身というのを示しているのですが、区独自にというのは、問9からということなのですが、先ほど障害者のほうの実態調査とか、そのようなことも議論になりましたが、障害者の実態調査だったりとか、障害者のほうは事業者に対してのアンケートだったり、当事者団体へのヒアリングだったり、様々、私は障害者の大変な実態だったりとか要望だったりというのがかなり分かるような実態調査、アンケートになっていると思うのですが、そういうのがずっと継続的に行われていると思うのですが、介護のほうも、実際は本当に事業者も深刻な状況ですし、介護を受ける側としても、必要なサービスが本当に十分に受けられているかだったりとか、介護離職の問題だったりとか、様々問題が、すごく課題があると思うのですが、そういう課題が見えるようなアンケートになってないのではないかと思います。

これも私もずっと全部、自分だったらどうかという思いでやってみたのですが、これをまとめたからといって、本当に品川区の介護の課題、それから深刻な実態、そのようなものはなかなか見えてこないのではないかと思います。そこら辺のところはもっと区独自のものというのが、9項目から入れられるということであれば、もっと介護の大変な実態が見えるような形になるような設問というのが考えられないかと思ったのですが、その点1点伺いたいと思います。

それから、事業者の方々もすごく深刻な状況という、本当、ずっと訪問介護ステーションが閉鎖に追い込まれたりとか、デイサービスとかも閉鎖に追い込まれているという状況だったりとか、今、居宅介

護支援事業所とかもすごく大変という話も伺っているのですけれども、そういう介護の事業者というの、人材不足と経営の厳しさというところではすごく大変な状況というのがあると思うのです。

そういうところがもっと見える化できるような形での事業所向けのアンケートだったりとか、ヒアリングだったりとか、そういうこととかも必要ではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

それともう一つ、アンケートの中で、自由に記述ができるところがないように思ったのですけれども、自由記述欄を作って、せめて介護でお困りのことだったりとか、要望だったりとか、そういうところが出してもらえそうなものにせめてできないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

何点か質問いただきましたので、順番でお答えさせていただきます。

まず、1点目の、このアンケートが、例えば当事者だったりとか団体へのヒアリング等も必要なのではないかというお話がございました。こちら、国が推奨するアンケートということで、このニーズ調査は実施させていただいております。厚生労働省のほうで実施していただきたい調査として、このニーズ調査と、あと、在宅介護実態調査というものがございます。それ以外に検討を実施していただきたい調査ということで、在宅生活改善調査や居所変更実態調査、介護人材実態調査などが挙げられているのですが、この中で区がこのニーズ調査をまず中心としてやらせていただいて、在宅介護実態調査に代わるものとしては、毎年、区ではモニタリングアンケートというのを実施しております。こちらが介護実態調査に見合うものというところで、そちらのほうを組み合わせ、在宅高齢者のニーズを把握しているという実態がございますので、その辺りのところでフォローをしているところです。

こちらについては、やはり事業者というよりも、このニーズ調査というのは、区民の方、高齢者の方がどのようなニーズが必要なのかというのをつかむものと捉えておりますので、事業者の方へのヒアリング等やアンケート等につきましては、また別の形で実施をしていきたいと思っております。

具体的には、例えば、今、在宅介護支援センター等でも、相談の状況などのほかに、事業者がどういう状況なのかというのをお聞きすることも管理者等を通してできると思いますし、あとは、今年度から新しく新設されました介護人材確保定着支援担当のほうでも、事業者向けにアンケートなどを実施させていただいておりますので、そういった機会を捉えて、事業者への実態もヒアリングをしていけたらと思っているところです。あとは、そういった意味では、事業者の深刻な状況をここで把握したりとか、ヒアリングのところをやっていききたいと思っております。

最後に、自由記述欄がこのニーズ調査にはないというところのお話だったのですが、先ほども申し上げました、在宅サービス利用者へ毎年モニタリングアンケートということを実施させていただいておりますが、その中で自由記述という部分がございます、いろいろな様々なご意見をいただいておりますので、そのところから自由記述というところの意見を酌み上げて、計画のほうには反映させたいと思っております。

○鈴木委員

様々、これだけではなく、いろいろと行っているということであれば、では、モニタリングアンケートというのはどういう方にどういう中身でやっているのかだったりとか、事業所へのヒアリング、アンケートとかはどのようにどんな項目でやっているのかということ、ぜひ厚生委員会の中にもご報告いただきたいと思うのです。3年に一度の介護保険事業計画を立てるに当たり、どれだけ介護の現場の利用する方と、それから事業所の実態がどういう状況になっているのかということ、本当に深刻な状況

が進んでいる中だからこそ、そこら辺のところはどう見える化されて、それがどう介護保険の十期の計画の中に反映されるかということがすごく問われることになると思いますので、そこら辺のところをぜひ厚生委員会の中にも、これだけではないのですということであれば、ご報告いただいて、厚生委員会としても検討できるようにというところはぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点を伺いたいと思います。

それから、自由記述欄のところでは、モニタリングアンケートで、在宅サービス利用者のところで自由記述欄があるからということなのですけれども、このアンケートというのは、要支援1、2の方と利用していない方が対象でされるわけですね。そういう方に対しても、家族だったりとか、それから、要支援でサービスを使っている方も含まれるわけですから、そのところの方々にも、ぜひ自由記述欄というのは作っていただいて、要望だったりとか実態というのが見える形にぜひとも、これは本当に自由記述欄を設ければ済むことだけなので、そういうことというのは可能ではないかと思いますので、ぜひ自由記述欄は作っていただきたいと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○田中委員長

委員会への他のアンケートの提出に関しましては、正副と理事者とで調整しますので。

○鈴木委員

よろしく願いいたします。

○田中委員長

ご要望として承りました。

それ以外の件で。

○菅野高齢者福祉課長

ご意見を様々いただきまして、ありがとうございます。まず、自由記述欄の部分につきましては、モニタリングアンケートのほうでも、要支援の方も対象としてというところで、自由記述も取っておりますので、そちらのほうで対応したいというところと、ニーズ調査につきましては、そのような形で今回は推し進めさせていただきたいのですけれども、もちろんいただいたご意見を参考にしながら、今後、こういった形が本当にニーズを酌み取るものになるのかというところは検討していきたいと思っております。

そして、モニタリングアンケートとか事業者へのヒアリングということで、先ほど委員長からも言っていたかもしれませんが、今後、報告するかということにつきましては、今後、このアンケート、ニーズ調査自体が第十期の介護保険事業計画を策定するための調査であります。来年度、特に改定作業を進めていく中で、委員会のほうにも、途中経過というところで、パブリックコメントの内容をこういった形で流しますというところでご報告させていただいたりとか、機会を捉えていろいろと様々ご報告する機会があると思いますので、その中で、モニタリングアンケートの結果や、事業所へのヒアリング等を実施した場合のことも踏まえた内容となってまいりますので、そこも含めてご報告という形になると思います。

○鈴木委員

今回はそういう、2026年度が介護保険の第十期の計画策定の年度になるということで、そのためのニーズ調査のご報告ということなのですけれども、そういう計画をつくるに当たっての調査のご報告なので、それはこの報告と同時に私はそういう、これだけではないのですというところは報告していただきたかったと思うのです。

それなので、今回は、なるべく早くにそこら辺のところは報告していただけるように、ぜひ正副のほうでも諮っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○田中委員長

承りました。

ほかにご発言ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

今回、このアンケートの設問の内容の中で、もしかしたら先ほど少し話題になったモニタリングアンケートのほうで実施しているのかもしれませんが、高齢者の交通の足とといいますか、そういったことについて特に設問がなかったのですが、こういったふだんの買物とか通院もそうだし、まさに地域活動にアクセスするための交通についてもあったほうがよかったかなと思ったりするのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

高齢者の方が例えば病院に通うときとか買物に行かれるとき、こういった交通を使われているのかというのとはすごく大事な視点だとは捉えております。今回のニーズ調査の中にはその設問項目は含まれておりませんが、在宅介護支援センター等のケアマネジャー等も通じながら、こういった実態なのかというところは常時把握していきたいと思えます。

○やなぎさわ委員

ほかのところで調査するということなのですけれども、できれば、こういった調査するタイミングで一緒にやれたらよかったというのと、あと、これ結局、出来上がっていて、あさってにも発送が始まるということ。もしかしたら最短でこの委員会での発表というタイミングになってしまったのかもしれないですけれども、できれば事前にこういう、ここにも一応、3ページ目のところに赤いはんこで「案」と書いてあるので、ぜひここはやはり様々な意見が出て、活発な厚生委員会ですので、ここで意見を拾っていただいて、さらにブラッシュアップして調査を実施していただければいいと思いました。要望です。

○田中委員長

貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにご発言ありますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について

○田中委員長

次に、(3)生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○豊嶋生活福祉課長

昨年6月よりニュース、新聞等で話題に上がっておりました生活保護の基準改定の最高裁判決への対応について、ある程度国から方向性が示されましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、前段としまして、先月、12月19日になりますが、年の瀬というところで、厚生労働省が全ての福祉事務所、自治体に対しまして、今後の方針についての説明会が開催されました。それを受けて今回の資料は作成をしております。

対象世帯につきましては、以前から報道等でも話がありましたとおり、基準改定以降、平成25年8月以降保護を受給していた世帯が対象となります。

2番です。では、その気になる支給額になりますが、現在、国が計算ツールというものを作成している状態でありまして、まだ我々の手元には来ておりません。2月以降にリリースされるというのが先月示されておりますので、それを待っているような状態となります。

3番です。今後のスケジュールです。これは資料をつけておりまして、生活福祉課の資料の3枚目になります。これが厚生労働省が示しているスケジュールになりますが、要は、本年令和8年の3月以降に準備ができた自治体から開始しなさいという書かれ方をしております。ここに抜粋していない資料をまとめましたのが、資料1枚目の3番の(1)(2)になりますが、要は、現在も受給している世帯と、既に廃止している世帯で色分けがされております。(1)受給中の世帯については3月以降、令和8年度末までに支給を完了しなさい、これが国が示したスケジュールになります。

片や(2)既に廃止されている世帯、こちらについては、令和8年度中に申請をして、複数年度、数年にわたって支給を完了しなさいということが国から示されております。ここに申請という言葉がありますが、何かと申しますと、廃止されている方は、現住所がどこにあるか、福祉事務所のほうでは把握をしておりますので、受給をしていた福祉事務所にご自身で申請をしてくださいというのが国が示した案、スケジュールとなっております。

4番、財源は記載のとおりとなります。

今後、区としましては、計算ツールが2月以降に出てきます。また、その計算ツールが出てきた段階で、国は速やかに説明会を開くと言っておりますので、この説明会を受けながら体制を整えていきたいと考えており、夏ぐらいまで、7月8月ぐらいまでには支給を開始していきたいというスケジュールで考えてございます。

ここまでが国からの説明会を受けた現状ではございますが、1点、皆様にご報告させていただきたいことがございまして、何かと申しますと、品川区は、平成25年8月以降、実は令和元年の10月になりますが、生活保護の受給システムをリプレース、要は入れ替えております。それに伴いまして、令和元年9月以前の記録は残ってはいるのですけれども、計算を加工できるような状態のデータを持ち合わせておりません。よって、記録から毎月の支給額、加算分を全て読み起こして、データに流し込むという作業が必要になります。これは、こうしたデータが不完全な自治体は全国で1割のみだそうで、9割の自治体は既に全てのデータがそろっておりますので、流し込みさえすれば支給はできるのですけれども、1割の自治体については、データを読み起こす。データを加工できる状態にまず持ってくるという作業が必要になってくるということが分かっております。

ですので、品川区は、令和元年10月ですから、約5年分の記録を全て読み起こし、そこから加工できる状態にするというところが、ほかの自治体と違ってやらなければいけないということになりまして、これがかなり頭が痛い問題です。

ざっと件数にすると、六千数百件分の皆様のものを毎月分やらなければいけないということがありまして、恐らく3月、地方の自治体、保護受給者の世帯が少ない自治体については、ニュース等々で支給が開始されましたという報道があるかもしれませんが、品川区はその以前に、まずはデータを完成させなければいけないという作業が発生します。それも含めて、何とか8月ぐらいまでには支給を開始したいというスケジュールで動いていきたいと考えてございます。

いかんせん、まだ国も計算ツールが出ていない状態で、一体1世帯幾らぐらい支給できるのかという

のもまだ現在分かっていない状態で、分からない分からない状態の中で今話が進んでいますけれども、そうは言っても、受給者だった方については、なるべく速やかにお支払いしたいということは、我々も職員全て考えているところでございますので、何とかやれる限りのことはやっていきたいと考えてございます。

○田中委員長

ご説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

本当に大変なこれからの作業になると思いますけれども、所管の皆様には大変なことだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それで、今ご説明のあった、令和元年9月以前のデータを読み起こして加工する手順というものが必要になると。全国1割のうちに品川区は含まれていると。リプレースをしたがゆえにということですが、これも2月の計算ツールのリリースの前にその作業というのはできるのですかというところが、まずそこを伺いたいと思います。要するに、それは既に始められるのかということです。リリースがないと、データの加工というはできないのか、まずはそこをお伺いしたいと思います。

○豊嶋生活福祉課長

今のご質問ですが、できるかできないかという話であればできますが、それは今やれることとすると、人が全ての記録を全て読み起こして、データを加工しなければいけません。恐らく5年分ありますので、ざっと計算すると、1件のものをつくるのに、恐らく30分から1時間かかるだろうということですので、六千何百件やるとすると、それだけの人と時間が発生しますので、恐らく人海でやるのはほぼ不可能ですので、今後決まるであろう業者のシステムに依存する形になります。

ただ、こういったシステムは、過去に必要なものではございませんので、システム業者も今開発を進めているような状態でございます。どのようなものができるか分かりませんが、たとえそれが数か月かかって待ったとしても、人海で全てやるよりは、恐らくそちらのほうが早いだろうということから、今は何ができるかというのを知恵を出し合っている状態でございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。理解できました。

1点だけ教えてください。ネット上にも出ていますけれども、今後のスケジュールで、厚生労働省の説明会の資料を加工したものとありますけれども、原告と原告以外というところでここは分かれているのですが、支給額も異なるみたいな形になっていて、その辺り、原告の方が2倍ぐらい多いみたいなことになっているのですけれども、どうしてそういう形になっているのか。原告というのは、品川区で抽出するのでしょうかというところ、その辺りが理解できないので、そこだけ教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

分かる範囲でお答えすると、まず、品川区には現状、原告はいないということは聞いておりますが、我々、少なくとも原告が誰かというデータは持ち合わせておりませんので、一件一件確認をすると。国へ確認しないと分からないというところですが、漏れ聞こえてくるところによると、いないようです。

何で原告のほうが金額が高いのかというのも、国から実は明確な説明があまりなかったもので、我々も、分厚い資料を読み起こせば出てくるのかもしれませんが、結局は最終的に計算ツールに当てはめて、出てくる金額をそのままお支払いするというところしか我々としてはやりようがないと考えておまして、

歯切れが悪い答弁で申し訳ありません。今私が持ち合わせている情報は以上でございます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

今、令和元年9月以前の計算での読み起こしという、システムそのものをつくっていくというところでは、そういうかかるお金というのがありますよね。それというのも国のほうから出るということになるのか、その点を1つ伺いたいと思います。

それから、そもそもこの裁判が「いのちのとりで裁判」ということで、2013年から3回に分けて行われた、平均で6.5%、最大で10%の史上最大の生活保護引下げについて違法性を認め、減額処分を取り消すという判決が最高裁で出たということを受けての対応になるということだと思えるのですが、その判決というのが、国の生活保護行政が、個人の尊厳、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害し続けたということを厳しく断罪した、画期的な判決になったということで、私たち共産党としても、この判決について評価をしているところですが、ところが、そういう最高裁の判決が出たにもかかわらず、違法と認定されたデフレ調整というのがマイナス4.78%であるにもかかわらず、その裁判で否定されていた算出方法で、低所得者、総世帯の下位10%の消費実態と比べた水準調整でマイナス2.49%ということでの給付額の幅ということに、今回の実施ということがなったわけですよね。

それに対して、というのは、司法でそういう判決が出たにもかかわらず、そういう対応をするということそのものが大問題だと思うのですが、それに対して、大学教授、法学者の方々が、120人を超える方々が、すごく声明も出しながら批判をしたり、つい最近では、弁護士会の方々が、日本国憲法の基本原則であるにもかかわらず、三権分立原則に違反する、許されないことということで、法学者の方々が批判をしたり、弁護士会の1,300人の方が共同声明を出したりということで、こういう国の厚生労働省の対応に対して大きな批判がされていると思うのですが、そのことに対しては区としてはどのように認識されているのかということも伺いたいと思います。

それで、これから国の計算式が示されるということですが、おおよそ1世帯当たり10万円ぐらいが給付されることになるだろうということで報道がされているところですが、そういうことになっていくと考えると、それでまた原告の方にはさらに10万円ぐらいを支給するというところで報道されているところですが、大体そのようになるということで考えられているのかということも伺いたいと思います。

それと、もう一つ、この間、2013年から3回に分けて引き下げられてきたわけですが、そのところで冬季加算とかも減額されてきたと思うのですが、それがどのように変わっていくのかということと、住宅扶助も、2015年に2人世帯の場合は、それまで1か月6万9,800円だったものが6万4,000円に大幅に、品川区の基準としても引き下げられたわけですが、こういうことそのものを、引上げこそ必要だと思うのですが、そこら辺のところに対してはどういう方向になっていくというのは全く明確に出されていないと思うのですが、そこら辺のところは区としてどう考えられて、また、そういう意見を言う場みたいな、そういうものはないのか。ぜひ声を上げていただきたいと思うのですが、その点についても伺いたいと思います。

○田中委員長

ほとんどが厚生労働大臣に対する質問のように感じられますが、区のお立場でお答えできる範囲で発

言願います。

○豊嶋生活福祉課長

まず、システムの改修費については、これは国に請求、要求をします。資料にもありますとおり、事務費は10分の10出ると聞いておりますので、恐らくこれは出るものだと、我々はそのように認識しております。

支給額なのですが、引下げについての区の認識であったりとか、あと、1世帯当たり10万円前後というお話になりますが、今回のもともとの平成25年の引下げもそうですし、今回の最高裁判決を受けての金額の設定もそうですが、これは全て国が決定するもので、各自治体で何か決められるものではないので、我々ができることとすれば、国が決めた金額を肅々といかに早くお手元にお渡しするかということを考えることかと考えてございますので、国の判断を肅々と我々は受けてやるだけだと考えてございます。

10万円についてなのですが、これはあくまでも加算がついたりした場合ですので、これは本当に計算ツールに当てはめてみないと分からないのですけれども、加算もなく、しかも受給している期間が極めて短い方が10万円もらえるかということ、そういう話には恐らくならないだろうとは考えておりますので、これも計算ツールが出てから当てはめてみて出てくるものでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

住宅扶助の金額等々については、恐らく今回の加算とはまた別の話になってくるかと思っておりますので、これも全て国の判断を待ちたいと考えております。

○鈴木委員

これだけ多くの大学教授、法学者、それから日弁連の弁護士たちが、本当に最高裁で出た判決をしっかりと守らないということに対して、民主主義にも関わる、本当に三権分立というところが守られていないということと批判をしているということに対しては、区としてもしっかりと私はこの批判に対しては認識をしておいていただきたいと思っております。

それと、本当に生活保護の方々がそういう形で2013年から、言ってみれば違法な引下げによって本当に大変な状況を強いられてきたわけですから、本来であれば守るべきところが守られない、そのようなところはぜひ認識をしておいていただきたいということでお願いしておきたいと思っております。

それから、本当に深刻な今物価高の中でも、それが全然生活保護費に反映されていませんので、若干という形で加算がされていますけれども、それは物価高を補充するというものに到底なっていないものでしかないのです。厳しい状況というのがあると思うのです。そういう中で、実態を一番分かる自治体として、その問題についても声を上げていただきたいと思っておりますし、住宅扶助とかは、家賃がこれだけ上がっている中で、1人5万3,700円ですけれども、2人の6万4,000円というところでは本当に見つけるのが大変という状況ですので、この点も、それから、冬季加算についても、私は夏季加算もぜひつくっていただきたいということで意見を申し上げているところですが、そういうところも含めて、意見、声を上げていただきたいということで要望させていただきたいと思っております。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

障害者の入所施設について

○田中委員長

次に、予定表3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、障害者の入所施設について調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、障害者の入所施設についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、1、区の支援策の方向性についてです。障害者施設の入所に関する現在の方針ですけれども、国の地域生活への移行の推進が基本となっております。施設から地域社会へという大きな流れの中で、令和8年度までに施設入所者を令和4年度比で5%以上削減する目標が決定されておりました。また、単なる入所削減だけでなく、真に施設入所支援が必要な人を支える体制へのシフトが進められているという状況でございます。

その中で、グループホームや独り暮らしなど、地域での生活を希望する人への移行支援ですとか、新たな施設整備の抑制などを含めまして、従来の施設で一生を過ごすという方針から、地域の一員として暮らしながら、必要に応じて短期入所や日中活動などの施設機能を利用する方向へ転換していくという状況でございます。

その中で、今回、障害福祉計画から抜粋しましたが、品川区におきましても、資料に記載のとおり、地域で安心して、自分らしく生き生きと、すべての人が共に支え合い暮らすことができることを基本方針としておりました。また、希望する将来の暮らし方につきましても、「地域で家族と一緒に暮らしたい」の割合が突出して多く、実際の当事者の声からもそういった状況を伺うことができるというところでございます。

成果目標としましても、地域生活移行の推進を図り、施設入所者の削減を目標として、グループホームや日中生活の場の整備など、地域で暮らす方のサービスの充実を進めているという状況でございます。これが大きな方向性でございます。

次に、2、施設入所に関わる障害福祉サービスの現状について、区の状況をご説明いたします。

(1) 障害者福祉サービスの表につきましては、施設入所に関する主なサービスの種別、内容、対象者、区内の整備状況をお示ししております。

共同生活援助は、いわゆるグループホームです。障害支援区分の条件はございません。現在、区内には27か所、207名分が設けられておりました。今年度も既に1か所、7名分の増設がありました。

施設入所支援は、内容、対象者は記載のとおりでございます。区内ではかがやき園とかもめ園がございまして、合わせて130名の定員となっております。

また、入所施設ではございませんが、生活する施設として、短期入所も参考として載せてございます。区内4か所で22名の定員の整備があるという状況でございます。

右上に移りまして、(2)の実績でございます。さきに挙げたサービスについて、年度ごとの実績を載せております。先ほどご説明したとおり、地域移行を進める中で、グループホームや在宅に移られた結果、施設入所支援は目標に向けた削減が進んでおり、一方で、出石つばさの家など、グループホーム

が増設されておりまして、地域移行の生活基盤となる住まいの確保が進み、その実績は増えているという状況でございます。

3、課題と取組について、これまでご説明した現状を踏まえまして、対応策などの取組をご説明いたします。

まず、(1) 地域で暮らす障害児者の生活を支える施設等の整備でございます。こちらは障害福祉計画からの引用でございますが、記載の整備予定、既にお示ししておるものとなります。グループホーム2か所、生活介護等の施設2か所の計画がございます。こちら、荏原地区の記載が多いところですが、品川地区にはぐるっぼ等もございまして、地域のバランスについても配慮しながら設置する予定でございます。住まいとなるグループホームを整備するとともに、日中活動の場として生活介護等の整備予定も掲載しており、地域で暮らす方々の生活を支えるサービスの充実を図ってまいります。

次に、(2) 意思決定支援に基づいた地域生活移行の推進です。地域生活移行の取組開始の令和5年4月から令和7年9月までで9人、グループホーム6人、自宅3人の地域生活移行が実現しました。

また、令和8年度から入所施設での選任が義務化される地域移行等意向確認担当者が相談支援事業所と連携しまして、体験型居室の活用によるグループホーム等への地域生活移行を進めてまいります。

次に、(3) 人材確保を含めた運営事業者への支援でございます。施設整備やサービスの充実を進めるためには、その担い手の確保が重要であり、様々な支援メニューを用意しております。グループホームの整備については、①障害者グループホーム等整備費補助事業、②障害者グループホーム支援事業、③障害者グループホーム運営費助成を設けておりまして、新規に建てる場合だけでなく、物件を用意して新規開設する場合においても補助をするほか、ランニングコストに関しても、職員体制を整備された場合、増えた方の区分によって補助を行っているという状況です。

④障害福祉サービス等職員居住支援手当、⑤福祉人材確保支援（入所施設が人材紹介会社等を利用し看護師等を雇用した場合の一部補助）等につきましては、施設サービスの担い手だけでなく、先ほどから申し上げているとおり、地域で暮らす方の支援の充実を図るため、様々な、日中活動サービスも必要であり、そういった部分も含めて人材確保に関する運営事業者への支援を行っております。

最後に、(4) 地域での理解促進ですが、障害者が地域で安心して暮らすことができるとともに、全ての人が共に支え合い暮らすことができるという点では、地域の方々の理解が大変重要になります。こちらに記載したように、区内の障害者施設で地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図るとともに、令和7年度から入所施設やグループホームで実施が義務化された地域連携推進会議を通じて、地域の方への施設等や利用者に関する理解を促進してまいります。

このようにして、国の基本指針を踏まえるとともに、今後もこれらの取組を進め、地域で安心して自分らしく生き生きと暮らすことができるよう支援してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。希望する将来の暮らし方、在宅障害者調査というところの令和元年度と令和4年度の比較をしたグラフがあるのですが、先ほど左側の説明だと、確かに「地域で家族と一緒に暮らしたい」という方が突出して多いということになっています。それはどちらの年度にお

いても多いということになっていますが、例えば、「施設に入所して暮らしたい」ということを比較すると、3年間ですかね、令和元年度、令和4年度の3年間で、「施設に入所して暮らしたい」という方が、ざっと計算してマイナス5.4%で減っている。「医療設備の充実している施設（病院等）で暮らしたい」という方もマイナス6%で減っている。そういった方が全部、「地域で一人暮らしをしたい」とか、グループホームは全然変わっていないのですけれども、この3年間でなぜそのようなのかということ、どうしてこういう変化が起きたのかということ、どうしてこうなのかなんて教えていただきたいのが1点と、これ、対象者はどのような障害のある方なののでしょうか。我々も団体ヒアリング等で何年間も、障害者団体の方の、いわゆる親亡き後も含めて、例えば、身体障害の視力の、要するに視覚障害のある方、あと、聴覚障害のある方、高齢になってくれば、聴覚障害というのは起きてくるということもあるのですけれども、特に視覚障害の方については、極端に言ってしまうと、視覚障害の方だけの特別養護老人ホームを造ってほしいとか、そういった要望は毎年あります。

そういう中で、どういう方を対象にこういうアンケートを取っていらっしゃるのか。まずそこを教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

こちらのグラフに関しましては、障害福祉計画のところからの抜粋でございまして、先ほどから出ております、いわゆる計画策定に当たっての基礎調査でアンケート調査を行った結果でございます。そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、サービス利用者の方、それから手帳をお持ちの方の抽出というような形で実施したアンケート調査というところでございます。

数字の変化については、こちら、事実、はっきり確認できているところではございませんけれども、こちらの分析というか、状況としましては、1つは、施設以外の様々なサービス、在宅で受けられるサービスですとか、グループホーム等、そういったものも含めまして、サービスのリソース等、整備を進めてきたという中で、施設入所に関してのニーズの変化があったのかということを考えているところもございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。それほどたくさんは私も、あまり時間もないので質問しませんけれども、一番最初の陳情の話もそうなのですが、やはり分析というところが大事なのか。コロナなども経て、いろいろこのニーズも変わったのかということもあるのですが、やはり聞くところによると、そういうなかなか難しいニーズだと私も団体の方から視覚障害の方から伺ったりして、極端に言うと、私、町会の役員もやっていますけれども、町会の方たちなど、生まれ育ってずっと同じ地域にいて、みんな顔見知りだし、利害関係のない人たちで、裏表も全部分かっている人たちで、町会専用の特別養護老人ホームを造ってくれ、このような話もありました。

それはなかなか難しいのですが、でも、視覚障害の方たちがそういったことをおっしゃるのも本当によく分かる。かなり不安もあって、そういう方たちが特別養護老人ホームに入れるのかということ。状況さえそろえば入れるのでしょうかけれども、場合によっては、視覚障害者専用のグループホームも、自治体によってはあると伺いました。そういったところについてのニーズというのは、品川区としてどのように把握をされている。聴覚障害の方も含めてしまうと、大体加齢によって耳はだんだん聞こえにくくなっていく方も多いので、それは何とか対応できるのかということもあって、視覚障害の方に特化しているような、そういうニーズは品川区として把握をされているのか、教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

ニーズというところに関しましては、先ほどの障害者団体へのヒアリングなど、様々な機会を捉えて、視覚障害者の方、当事者とお話をする中で、そういった施設が他地域にはあるというところ、そういったものができるというふうなお話をいただくところもございます。区の土地、その他含め、整備していく中で、なかなかすぐに視覚障害の方専用の施設を充実させていくというところは難しいところではございますが、先ほどの必要量のところも含めて、どういった対応ができるのか。既存のグループホームですとか、新たに造るところの中で、視覚障害の方も十分に対応できるようなところで図っていくのか。また、そこに特化したものが造れるのかとかといったところについては、検討してまいりたいというところでございます。

○あくつ委員

一般の方の高齢者の方の特別養護老人ホームの入居でさえ、今なかなか難しい。一般というか、健常者の方でも難しい中で、特化したものを造れるかというところの議論は当然あると思うのですが、ただ、最後にこれだけ聞かせてください。障害者団体からそういうお声はあると思うのですが、そうか、でも、これは高齢者部門でないと分からないか。ごめんなさい、所管が変わってしまうのですが、高齢者部門で、例えば、そういう視覚障害の方がそもそも特別養護老人ホームとかに申し込むのかどうかというところ。独りになってしまった場合、それとも在宅でそれは今は何とかしようと。いろいろなサービスが充実しているから。それとも、そもそも申し込まないのかというところ、そこだけ教えていただければと思います。把握していなければ把握していないで結構です。

○菅野高齢者福祉課長

高齢者の特別養護老人ホームのお話ですので、私のほうからお答えさせていただきます。特別養護老人ホームは、要介護3以上の方が対象という形で、入所の申込みを一括して区のほうで受け付けておりますが、その中で視覚障害の方がいらっしゃるかという、その詳細のところまでは把握できていないところはございます。

ただ、要介護3以上というところで審査に通った後、施設で調整して、入所ということになる可能性もあることはあるのかとは捉えております。

○あくつ委員

やはりそういった方は、恐らくその後の生活の困難さを考えると、そもそも申し込まない方が多いのかと。実質、そういう方のお話も聞いたことがありますけれども、というところもある中で、そういった小さなニーズもしっかり耳を傾けていただいて、在宅で全てが、高齢でおひとり暮らしになってしまっただけで、その後余生をどうやって過ごすのかというところで、そういった方にもしっかりと目を向けていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

すみません。これ、伺ってもお答えは難しいと思いつつ、でも、少し伺ってみたくなってしまうのですが、施設入所に関わる障害者福祉サービスの現状についてということで、それぞれ施設名と、それから数と、それから定員数が書いてあるのですが、区切って何年何月時点で言うしかないと思うのですが、定員数に対してどれぐらい利用されているかというようなデータというのは、基本、その時点その時点では把握されていると思うのですが、こういうので報告しようと思うと、いつ時点を報告すべきかというところで迷うかと思うのですが、それがないと、現状としては足りているのかどう

かという判断も難しいかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

定員に対してというご質問ですけれども、それぞれに関してございます。施設入所支援については、定員数に対しては、ほぼ満員という状況でございます。時折、1名空くかというような状況でございます。

それから、共同生活援助、グループホームにつきましては、それぞれその方々のニーズと合致すればということになります。種別が、知的障害の方向け、精神障害の方向けだったりするので、なかなか1か所ずつ定員に対してどうかというのが難しいところではございますが、グループホームにつきましては、今できているような状況はございますので、これからも伸びていくだろうというのが推測されます。

それから、短期入所につきましては、指定管理のモニタリングでご報告させていただいておりますけれども、かがやき園、かもめ園、それから、ぐるっぼにつきましては、7割から8割ぐらひは埋まっている状況でございます。ただ、出石つばさの家につきましてはまだ空いておりますので、今ご利用を勧めているような状況でございます。

○吉田委員

今、報告をいただいたことに対してまた質問になってしまうので、ここからだんだんずれていってしまうかもしれないのですけれども、空いているというか、そういうことであれば、随時空いていますという広報はされているということでしょうか。少し確認だけさせていただきます。

○松山障害者支援課長

ご利用を促すために、相談支援事業所経由で、ぜひご利用くださいという形でご案内をしております。

○吉田委員

ということは、定期的に相談支援事業所に行きますよね。そういうときに要望とかを聞いて、しかるべき方には、こういうのが空いていますというような感じの情報提供ということではないのでしょうか。

○松山障害者支援課長

ご本人の生活状況ですとかニーズは既に相談支援専門員はつかんでおり、この先の将来、どうしたいかというご希望もいただいておりますので、そういった方に合わせて、ぜひご利用くださいというご案内は随時しております。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

課題と取組についてのところでの(2)番のところなのですけれども、地域生活移行の取組開始から9人が地域生活移行が実現しましたということで書かれているのですが、自立支援協議会とかも傍聴させていただいているのですけれども、地域移行の分科会というのですか、そういうチームもできて、様々、意向調査とかも行いながら、すごく努力された結果、本当になかなかこれ、難しいことだと思うのですけれども、努力された結果がこういう形で数字で表れるようになったのだらうと思うのですが、この9人という方は、特に障害者権利条約の国連からの勧告の中でも、日本が特に精神病院だったりとか施設に入ったままというところがすごく改善をとということが求められてきて、取組がされていると思うのですけれども、これは精神の方の病院からの地域移行というのがこの中でどれぐらひあったのかということと、支援区分というのがどういう状況なのかということも教えていただけるとしたら、お

願いたいと思います。

それから、その下のところに、入所施設での選任が義務化される地域移行等意向確認担当者が相談支援事業所と連携して地域生活移行を進めていきますということで書かれているのですが、この地域移行等意向確認担当者というのは、入所施設で置かれるということになるのでしょうか。そうすると、品川区で入所施設となると、かがやき園とかもめ園の2か所あると思うのですが、その中にもこういう担当者の方はいらっしゃる、そういう方と一緒に進めていくということになるのか、その仕組みについても伺えたらと思います。

○松山障害者支援課長

3点ご質問いただきました。

まず、病院からの地域移行の方は、こちらには含まれておりません。施設からの地域移行に関してのみ、こちらの数字になっております。病院からの地域移行の方については、現在、地域移行に向けて努力をしているところでございます。

それから、2点目、区分については、今、区分は持ち合わせてはおりません。

それから、3点目、地域移行等意向確認担当者というのは、国が定めておまして、全ての入所施設で選任された職員を置くということが令和8年度から義務づけられるということです。かがやき園と、かもめ園につきましても、来年度から選任される予定でございます。

○鈴木委員

今、施設入所の方が、品川区の定数としては130人の定数ということなのですが、実際に他の自治体、結構遠いところまで入られている方がたくさんいらっしゃると思うのですが、トータルで何人いるかというのが分かったら、教えていただきたいと思います。

それと、ここの実績のところ、短期入所が見込み5人に対して3人という実績になっているのですが、医療ショートステイなのなのですが、医療ショートステイが、森山リハビリテーションクリニックが廃業になってしまって、受け入れるところがなかなかない状況があると思うのですが、これは病院とかに依頼をして、医療ショートステイを確保したいというのが区としての方針としてあったと思うのですが、これもまだ具体化はなかなか難しいという状況なのか。そこら辺の、病院で医療ショートステイを受け入れてくれるところを探すところが、交渉するというのが区のほうとしてあったと思うのですが、現状を教えてくださいたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

実績のほうについて、私のほうでお答えいたしますが、施設入所支援、資料の右上、(2)実績のところでございます。こちらが、区内にかかわらず施設入所支援サービスを利用されている方になりますので、実績、267人というところが令和6年度の数字というところでございます。

○松山障害者支援課長

(2)の実績の短期入所の医療型、福祉型というのは、総合支援法の福祉サービスが使われた場合のものでございますので、区独自の医療ショートステイとはこちらは違うものになっております。区独自の医療ショートステイにつきましては、現在交渉を続けております。

○鈴木委員

分かりました。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

すみません。一応伺ってみたいのですけれども、うち、近所だからどうしても気になってしまうのですが、東京都の児童相談所がありますよね。都立児童相談所のほうが。あそこが合築になっているではないですか。グループホーム北品川、何だっけ。ですから、今現在は現状は分かっているのです、合築で。あそこも将来的に移転するというか、大田区を担当しているので、大田区は児童相談所は造らないと言っているのですが、実は都議会のほうに、あそこが東京都立品川児童相談所になるのか。品川児童相談所が近くにあるではないですか。だから、分かりにくいから、名称を区別してくれという陳情が都議会のほうに行って、それで、地域の意向はどうなのかと聞かれて、お問合せをしたら、所管としては、品川区としては言える立場にはないが、分かりにくいので、将来的に移すときには名称は分かりやすいものに変えてくれと。言える立場ではないけれども、一応、意見は言っておりますというお答えだったのです。

あそこがグループホームと合築になっているので、下は児童相談所ですけども、なので、あそこが移転するとか何かそういうことになったら、品川区としてはあそのグループホームはどうなるのか。例えば、こういうところにどのように反映されるのだろうか、とても気になるし、障害者のグループホームを求めている方にとっても、あそこがどうなるのだろうかというのは気になるところで、これは今現在の入所施設のご報告なので、そうですけれども、いずれそこが検討されるのかと。現在、将来的な報告には反映できるように何か検討されていることがあるのだったら、今お答えになれる範囲でお答えいただけるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

東京都の児童相談所のところについては、恐らく北品川つばさの家と、それから就労支援の施設が、現状はかもめ工房が入っているかと思えます。という状況はありますので、当然、そこが今後どのようになるかというのについては、こちらとしても情報含めてございませんので、ここが空いて区が使えるとなったときに、ほかに入っている障害者施設との連携も含めて、適切な対応ができるというところはあるかもしれませんが、現時点では検討されているという状況はないというところがございます。

○吉田委員

現状、お答えになれるのはそういうことということで理解しますが、でも、区としては一生懸命やっているという報告が出てくるのですけれども、やはり当事者の方にしてみたら、自分たちが選んで、こういうところなら入りたいという施設が増えてほしいというのは、当然のご要望だと思うのです。必要性もあるのではないかと思います。

ですので、なかなかきっちりしたご報告は、区だけで決められることではないので、難しいのは分かりますけれども、その辺についての情報提供とか、そういうのは一番必要とされている方たちと共有しながら、ぜひ適切な情報提供を今後していただけるように、要望させていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 行政視察報告書について

○田中委員長

次に、予定表4、行政視察報告書についてを議題に供します。

既にサイドブックに掲載しておりますが、11月5日の委員会終了後に行われました報告会の記録を基に、報告書を調製させていただきました。

このような形で議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

すみません。この行政視察の報告書なのですが、せっかくこういう形で作ったものなので、これだけ税金も使いながら視察に行って、そういう形で報告書も作ったというところでは、これ、ホームページに公開するということで、ぜひ意見も言っていただきたいと思います。そういう意見が出たということをお願いできればと思います。意見です。

○田中委員長

ご意見として承りました。ありがとうございます。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、この内容で議長に報告をさせていただきます。

以上で本件を終了いたします。

5 その他

○田中委員長

次に、予定表5、その他で何かございますでしょうか。

○飛田荏原保健センター所長

私からは、荏原保健センターが入室しています荏原複合施設の工場の状況と、今後のスケジュールについてお知らせをいたします。

荏原複合施設の大規模改修工事につきましては、予定どおり順調に進んでいるところでございます。

今後のスケジュールですが、計画どおり、4月末に新施設の引渡しを受け、5月1日まで現在の仮施設において業務を行います。引っ越しにつきましては、5月のゴールデンウィーク期間、こちらの期間で、保健センターは業務がお休みですので、通常業務に支障を来すことなく引っ越し作業を行いまして、ゴールデンウィーク明けの5月7日から新施設において通常業務をする予定でございます。

また、新施設への移転についての周知も徹底してまいります。

○田中委員長

ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして何かご発言ありますでしょうか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにその他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時16分閉会